

平成21年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成21年9月7日 午前10:00

○散 会 午前 3:23

○出席議員（21名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎	19番 大谷貞廣
20番 西村武	21番 堀井克見	22番 藤原幸作

○欠席議員（1名）

12番 佐藤幸孝

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑利行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 伊藤賢志
会 計 管 理 者 門間鋼悦	産 業 建 設 部 長 山口義光
水 道 局 長 澤井昭	教 育 次 長 鈴木公悦
市 民 生 活 部 長 宮田隆悦	福 祉 保 健 部 長 小林健一
総 務 課 長 児玉俊幸	企 画 政 策 課 長 鈴木司
活 性 化 推 進 室 長 関谷良広	財 政 課 長 幸村公明
税 務 課 長 川上護	収 納 課 長 菅原龍太郎
市 民 課 長 鈴木利美	生 活 環 境 課 長 近藤進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川上秀佐男	追 分 出 張 所 長 三浦喜博
社 会 福 祉 課 長 山平重男	高 齢 福 祉 課 長 伊藤律子
健 康 推 進 課 長 伊藤正吉	産 業 課 長 伊藤清孝
都 市 建 設 課 長 藤原貞雄	下 水 道 課 長 三浦永寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成21年9月7日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

なお、12番佐藤幸孝議員、体調不良のため欠席の届けが出ております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

発言の順序は、17番中川光博議員、11番藤原典男議員、16番菅原久和議員、4番佐々木嘉一議員、7番佐藤恵佐雄議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。17番中川でございます。

まずはじめに、9月議会を準備してくださいました行政当局の皆さんには御礼を申し上げます。また、朝早くから傍聴という形で議会に参加してくださいました市民の皆様にもあわせて御礼を申し上げます。

今日トップバッターですが、今日は2つの質問をさせていただきます。1つめの項目は、環境調査の実施についてお尋ねを致したいと思っております。2つめは、来年1月に実施予定の市議会選挙における公費負担の削減についてお尋ねをしたいと思っております。宜しくお願い致します。

それでは、1つめの質問に入ります。潟上市環境基本条例第20条、環境調査の実施について伺いたいと思います。特に水質汚染にかかわる環境調査について質問を致します。

質問の趣旨は、1つは情報公開の観点から、現在水質の汚染が心配される事態について明らかにし、対策を伺います。もう一つは、飲料水をすべて地下水に頼っている潟上市が良好な水源を維持していくことへの観点からも、地下水の硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度変化について注意を喚起したいと思います。

さて、追分地区の東北石材建設株式会社による搬入建設残土に大量の産業廃棄物が混

在していた事件は、市長の行政報告にもあるとおり、区分けされた産業廃棄物は最終処分場に処理され、それ以外は建設リサイクル法に基づきリサイクル処理場、そして造成土として使用可能な残土はすべて現地から搬出され、8月4日に撤去作業が終了しました。この間、行政当局および追分9町内会、そしてまた追分西地区の廃土埋め立てを心配する会は、追分の地域住民のこの土砂採取事業の将来への汚染の不安を取り除くために、それぞれの立場からその役割を果たしていただいたことに冒頭敬意を表したいと思います。

追分地区住民もひとまず溜飲を下げ、残るは砂利採取跡地の巨大な穴の処理を今後どのような工法で埋め戻すのか。さらには、二度とこのような事態が発生しないための土壌の汚染や地下水の汚染、土砂等による災害発生防止のための潟上市の条例をどのように策定するのかが残された2つの課題のはずでした。

しかし、また新たな事態が発生しつつあります。この4月より実施している産業廃棄物搬入現場の近隣の住民が使用する飲料水の水質検査項目に気になる数値が出始めました。検査26項目の中で硝酸性窒素および亜硝酸性窒素による地下水の汚染が懸念されるのです。硝酸性窒素および亜硝酸性窒素による人への影響は、飲料水に多く含まれると血液の酸素運搬能力を阻害し、酸素欠乏症を引き起こし、特に乳幼児に大きな影響があると言われています。もう少し詳しく言うと、飲料水などに含まれた硝酸性窒素は、胃の中で細菌の働きにより一部が亜硝酸になり、血中のヘモグロビンと結合して酸素運搬能力のないメトヘモグロビンになります。このメトヘモグロビンは酸素と結合できず、酸素を全身に運ぶことができないのです。血中のメトヘモグロビン濃度が10%以上になると酸素供給が不十分となり、チアノーゼ症状、いわゆる酸素欠乏症状となり、さらにこの濃度が20%から50%では呼吸困難を呈すると言われております。メトヘモグロビン血症になりやすいのは、主として乳児です。大部分は出生3か月以内、遅くとも1年以内に限って発生します。1つは、体重あたりの水分摂取量が成人の約3倍と多いこと。2つめは、出生後間もない乳児では胃液のペーハー値が5から7と高く、亜硝酸性窒素の発生を促進させてしまうことが指摘されております。この硝酸性窒素および亜硝酸性窒素は、平成11年2月に環境基準項目に加えられ、環境基準が10ミリグラム／リットルとされました。つまり幼児に酸素欠乏症を発生させることのない濃度が10ミリグラム／リットルと考えられています。

東北石材建設株式会社が秋田県分析科学センターに水質調査を依頼した場所、その場

所は追分浄水場と産業廃棄物搬入現場とほぼ直線で結ぶ位置にある潟上市天王字追分西68番地の近隣住民が使用する飲料水としての地下水の分析では、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は4月30日、7.4ミリグラム／リットル、5月29日、9.5ミリグラム／リットル、6月29日、9.6ミリグラム／リットル、7月29日、9.9ミリグラム／リットルと推移しています。基準値の限界まであとわずかです。このように5月より急激に数値が上昇し、悪化しています。

今のところ昨年9月25日より今年8月4日までの間、運び込まれた産業廃棄物が混在する建設残土が、ほぼ10カ月間雨ざらしのまま大量に放置され、汚染物質が地下浸透し、地下水の汚染につながっているかどうか因果関係ははっきりしていません。また、一般的に硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の発生の原因は、農業による過剰な化学肥料の使用、生活排水の地下浸透、あるいは家畜等の糞尿の不適切処理等が原因であると言われております。いずれにしても、この地下水の汚染は憲法で保障された市民の生命、財産の安全を脅かします。まずは、確認調査として実態の解明のためのよりきめの細かい厳しい調査が必要ではないでしょうか。少なくとも、現在の水質検査の継続、さらに周辺地区の水質検査を早急に実施したらいかがでしょうか。

潟上市環境基本条例第20条に「市長は、市民に環境の状況、環境の保全に関する施策等を明らかにするため環境調査を定期的に行うものとする」としています。さらに、潟上市環境保全条例第2条に「環境の保全とは、人の健康又は生活環境に係る被害を防止し」と、具体的に環境の保全を定義しています。つまり人の健康、生活環境にかかわる被害を防止するため環境調査を行うと規定しているのです。まさに水質調査の結果を見る限り、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の急激な悪化は、住民の生命、健康にかかわる重大な事態が進行していると認識すべきではないでしょうか。水質調査における硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の数値が減少に転ずることが客観的に示され、汚染の危険がないことが判明するまで継続的な監視が必要ではないでしょうか。

もし万が一、今後数値が上昇し基準値濃度を超過した場合は、潟上市がリスクマネジメントの観点から、1つは、井戸水を飲用している家庭に対する摂取防止等の応急対策が必要です。2つめは、議会、地域住民への汚染情報の周知も急を要します。議会への周知については、対策費用等について議会の承認なしには費用の決済ができないからです。地域住民への周知については、まさに健康被害にさらされる当事者だからです。そしてまた、特に乳幼児のいるご家庭への周知は緊急を要します。さらに、汚染源を特

定するための調査等を実施する必要があります。東北石材建設の土砂採取事業にかかわりがあるのかどうか、また別の要因なのかどうか、汚染源を特定し、対策を取らなければなりません。さらに、追分浄水場も近隣に位置しています。水道水に影響が出ないのかどうか。浅い層および深い層での垂直濃度変化についても調査が必要になってくるのではないのでしょうか。本格調査を実施し、恒久的な対策を取らねばなりません。まずは確認調査、そして必要ならば本格調査という二段構えの対策が欠かせません。

さきの7月に実施された追分地区での3回にわたる潟上市による砂利採取計画の経緯等についての説明会でも、住民から水質汚染への懸念が強く表明されております。住民の不安を取り除くためにも環境調査の実施が必要ではないのでしょうか。事は、人の健康にかかわる事態であり、最優先課題として問題解決型の緊急の取り組みが必要です。そして、このことは行政当局、議会、地域住民が一体となって取り組まねばならない課題です。互いに情報をしっかりと共有し、水質汚染の不安を早期に取り除くためにそれぞれ問題の核心に迫った適切な対策を取るべきではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

それでは、2つめの質問に入ります。市議会議員選挙の公費負担の削減についてお尋ねを致します。

冒頭、今回の衆議院選挙においては、マニフェストに基づく政策論争が活発に行われ、マニフェストについて有権者の関心を引き起こしました。そして、選挙後の政権党のマニフェストの実行について厳しい目が注がれることになったのです。ようやく政権党の責任力が本格的に問われることになったと言っているのではないのでしょうか。同時にまた、投票した有権者も選びっぱなしというだけではなく、今まで以上に厳しい目を政治に注がねばならないことになりました。ご承知のとおり投票率も関心の高さから1.77%上昇しております。

地方議会選挙においても、立候補者は従来の公約選挙からマニフェスト選挙への転換が求められているのではないのでしょうか。有権者の関心を高めるための従来の名前の連呼を中心とした選挙活動から、政策を訴える選挙手法がどんどん開発されるべきではないのでしょうか。そのことが有権者の政治への関心を高め、選挙後の議員活動に厳しい目が注がれ、議会もあわせて鍛えられていくのではないのでしょうか。また、この選挙に要する公費負担も選挙手法の開発によって削減されるものも出てくるのではないのでしょうか。



公費の負担は、公職選挙法および施行令において公費負担の対象とその限度額が示され、潟上市の選挙運動の公営に関する条例で具体的に規定されています。公費負担の対象は、選挙カー、燃料費、運転手人件費、ポスター作成費、はがき郵送代となっています。

平成18年1月の潟上市議会選挙では、総額2,232万7,269円が公費で負担されています。選挙カー、燃料費、運転手人件費に関するものが29.0%、648万6,708円、ポスターの作成費が56.1%で1,254万561円、はがき郵送代が14.7%で330万円という内訳でした。特に公費負担の56.1%を占めるポスターの作成費1,254万561円については、基準限度額に対する作成金額の候補者が契約した印刷会社等からの請求のばらつきが顕著で、1枚当たり707円から基準限度額上限の1枚当たり2,197円までの請求がありました。179か所のポスターですので、大きな請求金額のばらつきが出ることになりました。現在は印刷会社の技術もかなり高度化されております。条例が定める基準は高額で、実勢価格と大きく乖離している現状もあるのではないのでしょうか。

選挙管理委員会は行財政改革の観点から、22年1月に予定されている市議会議員選挙における公費負担の削減にどのように取り組むのか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） それでは、私の方から17番中川光博議員の一般質問の1つめでございます、潟上市環境基本条例第20条、環境調査の実施についてお答え申し上げます。

まず、議員がご指摘の砂利採取計画地の隣接で使用されている地下水から硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が検出されたことについて申し上げます。

この地下水の検査については、追分9町内正副会長会と調印致しました砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書に定められている、地下水の水質検査の実施により調査検出された結果によるものでございます。市では、この結果を受けまして、検査を実施した秋田県分析化学センターから硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の変化の要素について説明を求めたところでございます。

それによりますと、これらの成分は水中に含まれる硝酸イオン中の窒素と、それから亜硝酸イオン中の窒素の合計量でございます。畑作等に使用される窒素肥料、あるいは生活排水、腐敗した動植物その他の下水等の汚染原因に由来するというような見解でござ

ございました。

また、このたびの砂利採取で埋め戻しを予定していた建設残土との因果関係について、土壤環境基準による第2種特定有害物質、重金属等によるものですが、これについて調査を実施しておりますが、これら9項目には窒素成分の項目はなく、また、このたびの調査以外の第1種（揮発性有機化合物）および第3種（農薬等）の16項目にもないとのことでした。

この項目の解釈について、化学的な解説になりますけれども、硝酸性窒素はマイナスイオンの形態で存在するため土壌には吸着されにくく、土壌そのものから溶出されるような物質ではないということが本質の中身だということでした。

このたびのケースは硝酸性窒素の相当部分が還元層のない砂丘地における畑地等で、硝酸性イオンが窒素に変わり土壌中から失われることなく地下水に溶脱したと考えられるとのことでした。したがって、議員が危惧されておられる砂利採取跡地付近に堆積された建設残土に起因することは極めて考えにくいとの見解でした。

このような前提に立ちまして、対する見解と致しましてお答え申し上げます。

まず①については、井戸水を飲用している家庭では水質調査等を自ら行うことが義務づけられております。しかし、水質調査を行っている家庭はほとんどないのが現状でございます。これまで、合併前の天王地区5か所で平成13年から平成15年の3年間にわたりまして調査を実施した経緯がありますので、今後、この地区をもとにして水質調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

②については、水質調査を実施した場合は、その調査結果について公表致します。

③については、平成19年度に実施されました国による水質汚濁防止法第15条に基づく地下水質の測定結果の報告によりますと、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の汚染原因の把握現状について、全国2,092件のうち特定または推定されているのは873件で、このうち98%に当たる804件については肥料によるものとなっております。また、不明は1,219件と、汚染原因が不明の割合が58%を占めております。その理由としては、状況的には汚染原因が想定できるが特定は非常に難しい。汚染は広範囲におよぶことから原因究明調査が困難となっているのが現状でございます。このように原因究明調査実施の困難性が多数上げられておるのが現状でありますので、汚染源の特定調査等については今後とも関係機関と十分相談しながら進めてまいりたいという考えでありますので、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 澤井水道局長。

○水道局長（澤井 昭） 17番中川光博議員の一般質問の1つめの潟上市環境基本条例第20条、環境調査の実施についての④の追分浄水場の水質状況についてお答え致します。

井戸水から汲み上げた源水につきましては、毎年、細菌の発生しやすい7月に36項目の水質検査を実施してございます。そのほかに農薬の10項目の調査も別途実施しておりますところでございます。また、調査項目の中にはご指摘の項目も含まれておりまして、結果につきましては、昨年は1リットル当たり2.9ミリグラム、今年は2.6ミリグラムと安定的に推移しておりますところでございます。また、飲料水として供給している浄水につきましても、水道法の規定に基づきまして3カ月ごとの検査、あるいは毎月検査、毎日検査等を実施致しまして、安全な水道水の供給に努めておりますところでございます。ちなみに、同地区の平成20年度末の世帯の加入率は、水道加入率でございますけれども94.58%でありますので、約5%の世帯が未加入になってございます。未加入の世帯につきましては、できるだけ早期に上水道への加入をご検討いただければと考えておりますところでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 佐々木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木博信） それでは、17番中川光博議員の一般質問の2つめの市議会議員選挙の公費負担の削減についてお答え致します。

まず、国や地方公共団体の選挙については、公職選挙法や同法施行令などに基づき執行されていることはご承知のとおりであります。

選挙の公営の趣旨については、金のかからない選挙を実現することを目的に候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを手段として制度化されているもので、本市においても公職選挙法で定められている市の負担とすることができる選挙運動用自動車の借り上げと運転手の報酬、燃料費、選挙運動用ポスターの作成費について公営とする条例を制定し、係る限度額は法令の定めるところとしております。

さて、ご質問の平成22年2月21日任期満了の潟上市議会議員一般選挙の公費負担の削減についてであります。法律で定められている選挙公営費用を市の行財政改革の観点から費用の限度額の引き下げを実施することは、金のかからない選挙を目的として定められている公職選挙法や選挙運動の公営に関する条例の趣旨に沿わないものと考えておりますので、ご理解を賜るようお願いいたします。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） いろいろご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

1つめの水の汚染が懸念されることについて山口部長からご答弁をいただきました。答弁の内容を聞くと、緊急で何とかしなければいけないという答弁ではなかったなと感じました。周辺地区の水の調査についても、調査はするということをお話いただきましたけれども、全く緊急性を感じない、いつ調査するのか全く不明の答弁であります。ちょっと私は悲しくなりました。このとおり硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の追分地区の、さっき言った追分西地区のきちんとした調査によると、もう既に9.9まで悪化しているという事態ですので、やはりこういう状況にあるというのをどういうふうに地域の住民の皆さんにお知らせして、さらにその周辺の調査を継続して基準値をオーバーした場合にはすぐやはり井戸水をやめろと、水道をつないでいる方はまず緊急に水道水を使ってくれと、そういうメッセージとか、あるいは先ほど水道局長のご答弁にも普及率追分地区が94.58というご答弁がありました。ほぼ5%の人が水道を持ってないわけでして、この方々へはどうしたらいいのか。こういうことも、もしその数値が今後悪化していくと、すぐ対策を取らねばいけない項目ではないでしょうか。

汚染源の特定はなかなかできないよということを全国のデータからお話しいただきましたので、それはそれで今後、関係機関と相談していただくのは構わないのではないのでしょうか。

もう1回確認しますが、再質問。調査をするとおっしゃいましたけれども、何か所をどういう項目について調査するのか、いつまで調査していただけるのか、この点をお尋ね致します。

あともう一つお話しさせていただきますが、私はこの質問の通告書を出したのは1日の午前中に出しましたけれども、実は午後にわかりましたけれども、私がさっき質問の中でお話しした4月、5月、6月、7月の調査をお話ししましたが、実は私もちょっとうかつでしたけれども8月ももうとっくに、8月の29日ころには調査をしているものだと思ってましたけれども、実はこの東北石材建設株式会社は7月で、4、5、6、7で調査を打ち切ったのかどうかわかりませんが、8月は調査をしていません。東北石材建設株式会社の土砂採取の事業については、潟上市が本年の9月の確か24日まで事業の継続を認めていて、大きな穴が開いたままということですので事業を全く終了していない

わけですけれども、東北石材建設は土砂を8月4日にすべて運んだということで完了したと思っているのかどうか、肝心の水質検査は8月になされていません。このことについてこれどうするのか、このこともお話してください。お尋ね致します。

あと、これもせっかくの機会ですので冒頭お話ししましたとおり、私たちの潟上市は飲料水はすべて地下水です。すべて地下水です。これ、今回追分地区で1か所、こういう数値、データが出てますけれども、ほかの地区は大丈夫なのでしょうか。全体の普及率は今回の決算書にも載せているとおり89.33%、7つの浄水場を私たちは持っていますけれども、果たしてほかの地区は大丈夫なのでしょうか。このことについてもやはりきれいな水を、とにかく良好な水源を継続して維持していかなければならない我が潟上市は、よその浄水場も含めて大丈夫なのかと、この硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は大丈夫なのか。こういうことについても関連するご答弁がありませんでした。この点は水道局長の方かもしれませんけれども、これどういうふうにしていくのか、どういうつもりなのか、このこともお答えいただければお答えをいただいて、しっかり市民に安心を与えていただきたいということを思っております。

あと、選挙関係の公費負担の削減についての件ですけれども、私が質問でお願いしたのは、お話ししたのは、法令をいじれとか条例をいじれとかそういうことはお話ししていないわけですけれども、実勢価格、ポスターの作成の実勢価格、このあたりはやはりきちんと聞き取り調査をするなり、いろんな手法を考えてもいいのではないのでしょうか。特に法とか条例がどうのこうのということではありませんけれども、やはり実勢価格と基準価格が大きくかけ離れてはおりますので、削減のためにどういう手を選挙管理委員会が打つのかというのは必要なのではないのでしょうか。追加でこのことをお尋ね致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再質問にお答えします。

まず1点めの未加入の人たちに対してどのような対応をしているかということですが、これは当然、我々は市民の税金で水道を布設しておりますので、是非とも100%加入してほしいと、これは前々から要望しているところでございます。

それと、再質問の1、2、3でございますが、調査項目は何々でどこでいつやるかと。2点め、東北石材の水質調査を8月にやめていたが本当か。3番めの他の地区は大丈夫

なのかということですが、残念ながら質問要旨には書いていません。だから今ここで答弁できるかできないかわからないが、できる限りわかっている段階で答弁したいと思います。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） それでは、私の方から再質問にお答え申し上げたいと思います。

環境基本条例第20条の環境調査の①の方については私の方の担当の部分でございませんので、2つめの方についてご答弁申し上げたいと思います。

これまで地下水の水質検査の実施にあたりましては、2月5日、北光電子さんの方から始まりまして、その後順次4か所やりました。合わせて5か所行っております。その結果の最終的には9.9ということで、10ミリグラム／リットルという中でかなり厳しい中の数字が出てまいりました。そういうこともありまして東北石材の方ともいろいろ検討しておりますけれども、調査しているご家庭の周囲のこともどうするかということで今検討しております。周りの方についてもどのような変化があるかということも含めて、この後、調査の方に取り組みたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 澤井水道局長。

○水道局長（澤井 昭） 17番中川議員の再質問にお答え致したいと思います。

7つの浄水場の水質検査、ご指摘の項目についてはどうなのかというご質問でございましたけれども、もちろん水道法で定めている原水の水質調査をやっているわけで、それにつきましてはどの浄水場につきましても基準値以内でございます。以上です。

あとそれから、追分地区につきましては念のために、大変懸念されているということでございますけれども、この後、もう1回調査してみようかと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） 中川議員の再質問にお答え致します。

はじめに地下水の調査でございますが、個人井戸の場合は秋田県飲用井戸等の衛生対策要綱の中に1年に1回は検査を致しまして問題があった場合市の方へ報告すると決められております。

ただ、今ご質問にあります地下水の調査のことでございますが、平成13年から15年の

間には宮の後地区と上江川地区、北野地区の2か所、追分西の5か所を調査しております。

それから、調査区域の方法でございますが、汚染の概況を調査する場合でございますが、市街地の場合では1から2k㎡以内に1か所と、周辺地域では4から5k㎡以内に1か所となっております。ただ、汚染井戸周辺の地区調査でございますが、その原因のある場合は半径500メートルを基準に調査するのが望ましいのではないかという動きがございますので、ひとつ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 佐々木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木博信） ただいまの中川議員の再質問にお答え致します。

公職選挙法では、その請求について詳細は求めておりません。また、選挙管理委員会でもその内容を審査する権限もありませんので、候補者と業者の契約が正式なものであるとすれば、それに基づきまして、請求に基づいて金額が限度内であればその金額を業者に支払うべきものとなっております。ですので、単価等についてうちの方で指導とかというのはできないものと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） もう一度お尋ねを致します。先ほど山口部長の方から、今、東北石材と調査の方法について、あるいは調査の箇所について検討しているというお話がありました。私お尋ねしたのは、いつまで検討していつからやるのかということをはっきりとスケジュールを管理していただかないと、果たしていつまで9.9の水を使っていればいいのか全く地区住民も安心できないのではないのでしょうか。1週間以内に相談して結論を出すとか、何かそういう手立てが必要なのではないのでしょうか。

ちなみに私が調べたというほどでもないんですが電話で確認したところによると、この硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の調査費用は1,600円です、1,600円。ですので、10か所調査しても1万6,800円ということですので、まずコストの点からいってもやはりすぐできるのではないのでしょうか。また、通常この26項目の検査についてはほぼ2週間ほど調査に要するという事柄のようではありますけれども、この硝酸性窒素および亜硝酸性窒素だけの検査ですと1週間で十分結論が出るというお話ですので、まず8月に検査してないとい

うことですので、周辺地区も含めて何か所かすぐやっていたきたいと、このことによつて数値が下がればこれで安心じゃないですか。これが数値が上がれば、やはり大変な事態ですので即手を打たなきゃいけないということですので、難しいことは何もないと思うんですよね。まず検査して数値、その確認調査をすぐやってみるということではないでしょうか。なぜ東北石材建設とわざわざのんびり検討する必要があるのでしょうか。行政はリーダーシップを発揮して、きっちり東石に調査しなさいと、しない場合は優先的に潟上市が調査し、経費を請求したらいいじゃないですか。これがやはり地区住民の安全の一番の早道だと思うんですが、何も難しいことはこの点についてはないと思いますが、1週間で結果も出るということですので、今回追分浄水場と現場の直線上にある飲料水を検査してますので、まず取り急ぎ周辺地区何か所か、5か所でもいいじゃないですか、まずは検査して数値がどうなっているのか、この1か月間でまた増えているのか減っているのか、やはりそのあたりをまずはしっかりと数字を把握して、その情報を周辺住民に流すと。安心なんだよという情報でもいいじゃないですか。あるいはちょっと心配なのでまずは井戸水をやめてくれと、水道水を飲んでくれと、こういう情報を周知させる方法もあるんじゃないですか。そのことについてもう一度お尋ねを致します。

あと、さっき市民生活部長の方から平成13年から15年の概況調査の結果についてお話がありました。これ、13年、14年、15年の3か年の結果についてわかりましたけれども、既に21年度です。こういう追分の9.9という数値が出てますので、やはりほかの地域もどういう状態にあるのか。さっき全国的にもうこの数値が上がっているという説明があったじゃないですか。やはりきちんとほかの地域についてもこの濃度について安心だよというデータを早く取っていただきたいと思います。これも全部26項目やる必要はないと思います。今一番問題になっているのは硝酸性窒素、亜硝酸性窒素ですので、これを市内の、さっきは1キロから2キロで1つ、周辺だと4、5キロで1つということも説明ありましたので、その中で早急にやっただいて、まずは現況を把握することが必要だと思います。その後必要であれば本格調査しなきゃいけないと思いますけれども、まずは確認をしっかりとる作業をしていただきたいと思います。お答えください。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 中川議員の再々質問にお答え致します。



砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書では、当初14項目について調査するというものでございました。その後、26項目について4回に分けて調査致しております。その前に北光電子の方からは14項目で調査致しました。その内容を見ますと、それぞれ硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の変化というものが一番大きいように見受けられます。そのようなことから、中川議員がご指摘されているように硝酸性窒素と亜硝酸性窒素のみについて調査するというのも考えております。この9月の24日で砂利採取計画につきましては終了するということとなりますけれども、この後、この期間内にできるだけ速やかに周辺、それぞれ東北石材のあの現場からどのような範囲を指定しながら採取するかということに住民と検討致しまして早急に取りかかりたいと思っておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） 中川議員の再々質問にお答え致します。

基本的には秋田県飲用井戸等衛生対策要綱の中で、個人で検査するということが基本でございます。ただ質問にありますように、平成13年から15年の間に5か所はやっておりますので、その点につきましても緊急に対応していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。再開は11時とします。

午前10時48分 休憩

.....  
午前11時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

9月議会を準備されました市当局の皆さん、そしてまた、朝早くから議会の傍聴に来られました市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

私は今後の市民生活にかかわる点について4点質問したいと思っておりますので、市当局の前向きなる答弁を宜しくお願い致します。

1点めの質問に入ります。1点めは、年金受給者の方たちの国民健康保険税の減免申

請について伺います。

国民健康保険税は6月議会で本年度分の税率が改正採択となり、7月より各世帯に納税通知書が配付され、減免申請の必要な方は関係書類を添付しながら申請を行い、該当となった方は減免額での納付が始まっております。市当局は納期ごとに広報「かたがみ」に、納期限までに納税の困難な方は相談を受け付けていることとあわせて、税の減免を受ける場合についても記載しており、親切な対応と思います。

年金受給者の方の国保税の納入については、去年の10月より年金からの引き落としとなり、減免となった方は年金からの引き去りとなっております。今年度分については、1期め4月、2期め6月に仮徴収として徴収しました。しかし、7月に正規の保険料が確定した段階で納付書が来て減免申請しても、年金から引き去りとなった部分については減免の対象外となっております。普通徴収の方は7月に減免申請を出すと減免が認められた場合には1期めから8期めまでの減免の対象となるのに、年金受給者は3期めからの減免となるために不公平ではないか、仮徴収が減免の対象外となるのはおかしいのではないかと不満の声が聞かれております。年金受給者の方が1期めから減免申請をした場合については、この間の広報などを見ても掲載しておらず、少ない年金で生活している方にとっては制度が変わっても何もわからないまま、本来は去年まで減免となった部分が減免ができなくなり生活が厳しくなるという声も聞かれます。少ない年金で病院代を支払い、電気代、水道代、下水道代、電話代、介護保険料、食費、そして予期せぬ親戚の不幸による慶弔代の出費では、本当に生活できないのは当然なことと思います。一旦年金からの仮徴収としての引き去り部分については、減免の対象となる道は税法上ないのか。1期めからの減免申請をしたい場合には、どの時点で減免申請を行えばいいのかなどについて、具体的な市当局からの市民への告知などもあっていいのではないかと思います。見解なり今後の取り組みについて伺いたいと思います。

2点めの質問に入ります。2点めは、国民健康保険の一部負担金減免に対する積極的活用などを求めた厚労省の通知と本市での運用について伺います。

経済情勢の悪化を背景とした働く人々の減収や失業が後を絶ちません。仕事を探して毎日ハローワークに行っても、仕事を選ぶわけではないが仕事につけない若者が急増しております。年収200万円にも満たないワーキングプアと呼ばれる方たちが1,000万人を超えるとも言われております。国保の一部負担金免除の制度は、国保の被保険者が医療機関で支払う一部負担金の徴収猶予および減免が、申請が認められると6か月以内の徴

収猶予または3か月以内の減額か免除するという制度であることは理解しておりますが、その適用が各自治体ごとに厳しい運用の仕方が実態であったようです。今日の経済状態を反映して、医療にかかりたい、しかしお金がなくて適切な医療を受けることができないという世帯や方たちのために、厚労省はこの制度の積極的活用を図るために通達を出しました。雇用破壊のもと、医療保障の再生は急務です。本市でのこの制度の活用状態はどうか、厚労省通達の新基準をどう理解しているのか、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

また、この制度の適用にあたり生活困窮者の扱い、収入の減収の範囲をどう判断しているのか、その基準はどうか、9月から本県でのモデル事業の内容と本市の態度についても伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。後期高齢者医療制度での普通徴収未納者に対する保険証の発行について伺います。

後期高齢者医療制度に伴う保険証について、保険料未納者に対する短期保険証が8月から交付されました。75歳以上の方は何らかの医療を受け定期的に通院していると思われませんが、本来あまりにも年金額が低い方たちが医療費を支払うこと自体が生活苦となっていることは当然のことと思われます。年金額が月1万5,000円以下の方が保険料未納ということで保険証を取り上げられれば、医療機関では10割負担です。そうすると医療機関に受診できないのは明らかであり、命を縮めることにつながります。本市では保険料未納者に対する扱いをどう考えているのか、具体的にどうするのか、この間の政府の見解などを踏まえた扱いについて伺いたいと思います。

このことについて以前、一般質問で取り上げたことがあります。短期保険証の期限切れの日程が迫っている中で改めてその後の変化、対応についてお聞きするものです。

4点めの質問に入ります。4点めの質問は、高齢者の孤独死の解消に向けた本市の取り組みについて伺います。

本市でも少なくない高齢者の一人暮らしの方が多数ご在宅のことと思われます。最近の大きな出来事として、女優の大原麗子さんが病気を患い、死後数日での発見となりました。本市でも市営住宅に住む一人暮らしの方が、かわいそうにも孤独死となっております。一人住まいの高齢者の方が異常事態となっても、ほかに何の連絡の手段や身の安否を気遣ってくれる地域の方がいないと助かる命も助からなくなり、悲惨な事態となります。この間も家の中で転び大怪我をして気を失っている方が間一髪で発見され、病院

に運ばれて入院し、その後、回復してきているという話を聞きました。高齢者が安心して生活をしていくために、市は高齢者の一人暮らしの方の安否確認についてどのような取り組みをしているのか、高齢者の方たちの声や要望は何なのか、市当局としてどのように把握しているのか、対策について伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。ご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、11番藤原典男議員の1つめの質問でございます、年金受給者の方の国民健康保険税の減免申請についてお答え申し上げます。

国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例の第28条の規定により、普通徴収の方は納付期限の7日前まで、それから特別徴収対象者に関しては直近の年金支払日の7日前までに申請することになっております。したがって、ご指摘のように年金からの特別徴収による1期めの4月、2期めの6月の仮徴収が減免の対象外になっているわけではございません。年金支払日の7日前までに申請していただければ仮徴収期間でも減免の対象になります。

年金からの特別徴収対象者に対しましては4月早々に仮徴収通知書を送付しておりますので、1期めからの減免申請をする場合は4月の年金支払日の7日前までに減免申請をしていただくこととなります。

ただし、特別徴収の場合には税額を変更するのにやはり社会保険庁との事務手続きに3か月くらいかかるそうでございます。4月と6月分は一旦減免前の税額で引き落とすこととなります。減免分は後で返還することとなりますので、ご安心いただきたいと思います。

年金特別徴収の場合の減免の申請に関しては、今後は対象者、対象になり得る方で何らかのこれからの方法というものを考えていきたい。ただ、やはり税窓口、常に電話でも結構ですので問い合わせいただければ幸いと存じます。

また、ご承知のように国民健康保険税につきましては、年金からの特別徴収を届け出により口座振替、納付による普通徴収へ変更することができます。普通徴収であれば1期めから減免を受けることができます。ただし、来年の4月から普通徴収に変更したい場合は1月までに変更手続きが必要となります。納税方法の変更につきましては、当初賦課の際に納税通知書と一緒にお知らせしておりますので、今後とも広報なりで周知徹底してまいりたいと思いますので、どうかご理解くださるようお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） それでは、11番藤原典男議員のご質問にお答え致します。

私の方からは、2つめと3つめの答弁をさせていただきます。

2つめの国民健康保険の一部負担金減免に対する積極的活用などを求めた通知と本市での運用についてお答え致します。

一部負担金の減免については、ご承知のとおり国民健康保険法第44条で、特別な理由により一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、免除、徴収猶予することができることがうたわれております。市においても法令の趣旨に則り潟上市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および減免取扱要領を制定しており、失業等により収入が著しく減少したことなどにより生活困窮となり一部負担金の支払いが困難と申請された場合は、社会福祉課の方の生活福祉班と連携し、生活保護の基準を目安に減免の決定をしておりますので、ご承知、ご理解をお願い致します。

では、平成20年度において6件の申請がございまして、6件とも減免が決定されております。減免の総額は21万1,000円であります。全県的には、平成20年度で減免があった市町村は本市を含めまして6市町でありました。

では、質問にありますモデル事業につきましては、医療機関、保険者、行政機関が連携し、生活困窮者に対し決め細かく対応できるようにするものでありますので、秋田県では羽後町がモデル事業町となっております。

新基準とは、モデル事業にあります減免の基準のことと思いますが、潟上市の減免取扱要領の基準と同等のものであり、適切な運用を実施しておりますことはご承知のことと思います。今後も医療機関等に設置している相談室や生活保護担当と連絡を密にし、法令、要領を遵守し本制度を運用していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、3つめの後期高齢者医療制度の普通徴収未納者に対する保険証の発行についてお答え致します。

後期高齢者医療制度につきましては平成20年4月から施行され、これに伴う保険料についても納めていただいております。

ご指摘の保険料未納者に対する保険証の交付についてであります。今年8月から平成20年度保険料滞納者に対し、有効期間が半年間の短期保険証が交付されております。

この交付基準につきましては、国の法律および施行規則に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療被保険者資格証明書等の交付に関する要綱および運用基準に定めるところにより、短期保険証の交付は前年の保険料が2分の1以上の滞納がある場合となっております。内訳と致しましては、6月現在で滞納者は46人となっております。6月末に保険料納付依頼および納付相談の案内通知を送付しておりますので、うち2人が納付相談に応じ、9人の方が完納しております。2分の1以上を納めた方が10人、残る短期保険証対象者が27人で、広域連合の決定により短期保険証が交付されております。

また、低所得者に対しては、保険料が最大9割の軽減、年間3,800円でございますが、が適用されまして、軽減措置の拡大も既に行われております。

今年度につきましては、8月交付時の半年間の短期保険証の有効期限が来年1月末で切れますが、引き続き来年7月末までの短期保険証が交付され、一般の保険証と同様に医療を受けることができます。

医療費負担が10割負担となる資格証明書につきましては、保険料を1年以上滞納し特別な事情等がない場合や、低所得者以外の相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者で、かつ納付相談にも応じない者が、来年8月から交付されます。

市と致しましては、高齢者を考慮しながら、収納課と連絡を密にし、文書のみならず電話や個別訪問、納付相談等に応じ、滞納の初期段階からきめ細やかな収納対策を行いたいと考えております。効果的かつ効率的な取り組みを図るものであります。

また、被保険者間の負担の公平性や支援金等を負担している若年世代の理解を得られる観点から、滞納者に対し納付に対する理解が得られるよう今後とも努めてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） 4つめの高齢者の孤独死の解消に向けた本市の取り組みについてお答えします。

一人暮らし高齢者が安心して生活をしていくための安否確認の取り組みについての質問であります。高齢者の日常生活を支援するためには民生委員や地域の方の見守り活動が重要であります。増加し続ける一人暮らし高齢者や閉じこもりがちの高齢者等の孤立死といった悲しい事態が発生することのないように、見守り、声かけ活動や緊急通報体制整備事業（ふれあい安心電話）、配食サービス事業等により、民生委員、地域住民、

社会福祉協議会、ネットワーク協力員、新聞販売店等、関係機関と密接な連携を図りながら安否確認に努めております。

高齢者の方の声や要望は何なのか、どのように把握しているのか、孤独死への対策についての質問であります。高齢者の方の声、要望の把握については、老人福祉計画・介護保険事業計画第4期策定のための意向調査を実施しており、その中でほとんどの方が住み慣れた地域で現在のまま暮らし続けたいという意向を持っております。また、日常の相談等については、随時関係機関等で対応しております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全なその人らしい生活を送れるようにするためには、地域全体で支え合うことが必要であり、その体制構築のため、民生委員、社会福祉協議会、町内会、福祉員、警察、医療機関など多職種・多機関による連携を深めながら、安否確認のための見守りネットワークの充実に努めております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめの年金受給者の方の国民健康保険税の減免申請についてですけれども、口座でなくて普通徴収に切り替えたい方は来年の1月までということをおっしゃいましたし、それから仮徴収の場合は4月からですから4月に減免申請を出せば対象になるということで、広報等で掲載して教えるとご答弁されましたけれども、具体的にやはり15日が年金の振込日ですから、その1週間前が減免申請の期日なわけでしょう。ですから例えば4月の納期だとすれば、4月1日に仮徴収の通知を出しても1週間ぐらいでいろいろ仕上げたりあれこれやらなきゃいけないということなので、私はまずできる限り3月末とかもっと余裕を持ったような通知をすべきだと思うし、仮徴収をしますという欄に、減免申請をしたい方はこういうふうに4月からやれば、1期めからこういうふうに仮徴収のときからやれば該当になった場合は8期めまでやりますよという文章を入れてやった方がいいんじゃないかなと。これは新しい制度ができて、今年から始めて年金からの何と申しますか、新しい保険料での徴収が始まったわけですから、去年までは10月は普通に減免になった方は口座から引き落としなんですけれども、今年の場合は特別に新しい保険料が決まった段階での新しい段階ですから、まだこのことについては市民の方はよくわからないと思うので、そういう仮徴収をしますよという文章にもそれを私は掲載すべきじゃないかと思っております。

それから市民の声なんですけれども、いつも7月に正規な保険料が来たときに減免申

請やっても、年金から引き去りされた部分は何で仮徴収されたのに対象にならないんだということのお怒りがあるわけですが、その辺について一度年金から引き去られたものについては減免の対象にならない、その時点でやらないとならないという根拠はどういうことなのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから国保の一部負担金免除なんですけれども、この背景はやはり全国的にもそうなんです、高い保険料、そして病院での重い窓口負担、この関係、それからやはり長期の失業とか経済不況、これがやはり反映していると思います。それで病気になればやはり仕事はできないし、収入の減、そして失業ということなので大変な事態が生じております。それで、やはり政府でもそういうことを考慮しまして特別調整交付金ということで一部負担金免除をやった場合には2分の1を政府が負担するということも決めておりますけれども、実はこの負担金免除の制度、1,818自治体の中でこういうふうにはっきり決めている自治体が1,003自治体、これはなぜほかの自治体がやっていないのかといえば、やはりこういう制度をつくれれば国保にやはりお金がかかっていくということで何か懸念している面もあるようなんです。しかし、それではいけないということで政府が積極的にこういうものをつくりなさいと、負担もしますということで今回通知があったわけです。それで、いろいろな自治体がありますが、今現在こういう条例をつくっている自治体の中では1,003自治体の中で155の自治体が低所得者を減免の対象としているということで、先ほど生活基準をもとにして減免対象、免除対象ということがありましたけれども、155の自治体が生活基準を上回る1.1倍から1.4倍までの範囲内でもこれを適用させるということがあるわけです。ですから、この面については先ほど減収割合はどうかということをお聞きしましたが、この点についても生活基準の1.1倍から1.4倍までを該当させている自治体もありますので、この点については検討する余地はないのかということもお聞きしたいと思います。

それから各自治体によっては、この制度を適用するにあたってその方が資産がある場合、そしてまた健康保険料を完納していることが条件となっている厳しいところもあるんですけれども、潟上市の場合にはどうなのかということをお聞きしたいと思います。それから、これは病院にかかっても医者代が払えなくて病院の未収額がかなりあるという背景がありますけれども、まずその点について伺いたいと思います。

それから、3つめの後期高齢者医療にかかわる保険証の問題なんですけれども、確認なんです、8月に保険証を配布したとあります。これ全員にやったのかどうかという



ことです。

それから6か月の短期だとすれば来年の1月までの保険証ということになりますが、潟上市ではそれ以降、1月以降どうするのかということもあります。それで国保の場合には悪質な滞納者ということで、お金があるにもかかわらず全然収納に応じてくれないとか、そういう方にはいろいろな判断をして資格証明書の発行というか、ありますけれども、この後期高齢者医療制度の普通徴収の場合は年金が月額1万5,000円以下の方が普通徴収、あとそれ以上の方は年金からの差し引きとなっています。ですから、1万5,000円以下の方の普通徴収というのは、本当にやはりお金がなくてこういう状態になっているわけですから、悪質という方はいないと思うんです。そこら辺の配慮としまして、本当に大変であれば生活保護への切り替えとかいろいろありますけれども、徴収猶予ということも考慮に入れながら進めていくべきではないかと、1月以降。その点についてどうするのかということについてお伺いしたいと思います。

それから4つめの高齢者の孤独死の解消についてですけれども、いろいろ取り組んでいる内容はわかりました。やはり民生委員の仕事というのは非常に大事な仕事で、これが高齢者の見守りの上では非常に大きな仕事になると思いますけれども、この点について1か月に1回、民生委員の方の会議とか行っていると思うんですが、その内容について触れられるところがあればちょっとそのようなことをやっているということについてお聞きしたいと思います。

それから市では何かあった場合に、ふれあい電話ということで緊急のふれあい電話を150軒くらいかな、の方にまず貸与しておりますけれども、このふれあい電話の緊急の電話の設置についてもやはりもっと広げていくべきではないかと。

それから、ふれあい弁当ありますね、配食の形のふれあい弁当。これもやはり、ただ弁当を配って歩くだけじゃなくて、何か聞いた話によれば食べる状態によっていろいろ変化があった場合には連絡取りながら、何か緊急の場合を避けることができたとか、より病気がわかったとか、そういうこともありますけれども、その辺の取り組み、それからやはり何といても地域での取り組みなんですけれども、これもやはり高齢者の方の見回りでは地域アンバランスもあるように聞こえております。やはり地域がその方をリードしていくというんですか、ちゃんと保護していくという言葉ちょっと変なんですけれども、地域のやはり取り組みが民生委員の取り組みとあわせて大事だと思うんですけれども、地域アンバランスをもっと解消していくべきじゃないかと、そこら辺の

取り組みについてお伺い致します。

それからテレビで高齢者の方の安否を確認する上で、朝何時まで黄色い旗を掲揚してもらって、それから10時ころに下ろしてもらって、それから夕方また大丈夫だよということで黄色い旗を掲げて、暗くなればまた黄色い旗を下ろすというような、わざわざ訪ねていなくても旗を見れば、ああ元気だよということがわかる取り組みもしているようですけれども、これをやりなさいというわけではないんですが、こういう似たようなものがもしあれば、先進地のいろいろな自治体のもも研究しながら進めていくべきじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺についてちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 川上税務課長。

○税務課長（川上 護） それでは、私の方からは年金受給者の国保税の減免申請につきまして、藤原議員の再質問にお答え致します。

まず1点めは、4月に国保税の仮徴収の通知が来てから年金引き落とし日までの期間が短いので、もう少し仮徴収の通知を早く出していただけないかということでございますが、仮徴収につきましては新年度が始まってから通知するわけでございますので、早くても通知が4月1日になってしまいます。そういうことですので、来年度は4月1日に通知書を出します。

それから減免申請期限までに期間がないので、通知の際に広報を十分にした方がいいということですので、来年度は仮徴収通知書の中に減免申請につきましての文書等を入れたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから2点めと致しまして、仮徴収なのになぜ申請前の納期分が減免対象にならないのか、その根拠は何かということでございますが、先ほどの答弁にもございましたように国民健康保険税条例第28条に規定しておりますが、特別徴収の場合は直近の年金支払日の7日前までに申請しなければならないと条例で規定しております。それからさらにその条例に基づく減免取扱規則がございますが、規則の別表によりまして減免対象を当該年度分の税額のうち、減免申請書を提出した日以後に係る税額について適用すると規定してございます。減免申請する場合は納期前に早めに申請していただきますように周知してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） 2点めの藤原議員の国民健康保険の一部負担金減免に対す

る積極的な活用などを求める通知と本市での運用についての再質問にお答え致します。

収入減収の問題でございますが、収入減収の範囲につきましては具体的な額は当市では規定されておられません。前年度の所得に比べまして減収となった分を、現在の収入が生活保護基準より多いか少ないかで判断しております。先ほど藤原議員がおっしゃられました意見につきましても十分に参考にしていきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療の関係でございますが、資格証明書はあくまでも悪質な者に対して行うものでございまして、市としてはあくまでも資料に対応して行うものでございます。生活保護基準に対応して行うという考え方でございますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） 再質問にお答え致します。

民生委員の活動につきましては、月に1回、定期的に定例民協を開催しております。その中では地域での問題について話し合いが行われており、一人暮らしの対応としては要援護者台帳に基づいて地域での声かけ活動等を実施している状況でございます。

それから、ふれあい電話につきましては、今後も普及に努めていきたいと考えております。

それから、ふれあい弁当の配布員につきましては安否活動も仕事のひとつとなっておりますので、今後も対応していきたいと考えております。

それから地域バランスの調整につきましては、町内会等と十分連携を図りながらバランスを取れるように対応していきたいと思っております。

それから黄色の旗の件につきましては、取り組みについては先進地等の事例を十分検討しながら、今後、潟上市としても検討していきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず年金受給者の方の国民健康保険税の減免申請については、まず了解しました。そういう取り組みをするということで、是非宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから国保の一部負担金免除については、生活基準のほかに1.1倍とか1.4倍までの自治体があるので、それは参考にするという、検討対象にするということですね。それ

でいいですね。

○議長（藤原幸作） ちょっと個人対応はやめてください。

○11番（藤原典男） ということを確認したいと思いますので。

それから、この適用にあたって条件として資産の有無、それから保険料を完納しているかどうかというところもお聞きしたのですけれども、完納していないと一部負担金の免除の制度を適用しないという自治体もありますが、そこら辺については本市はどういうふうになっているのか、そこをもう一度お聞きしたいと思います。

それから高齢者の孤独死の解消については、やはり600人近くいる高齢者の一人暮らしの方、是非地域の人々で見守ってやっていけるような地域アンバランスがないようにひとつ今後取り組んでいただきたいと思いますので、もしそれについても一言ありましたら宜しくお願ひしたいと思います。

ふれあい弁当についても今、何食ぐらいあるのかということと、業者との関係はどういうお話になっているのかということについても宜しくお願ひ致したいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） 2点めにつきまして藤原議員のことを参考にして検討していきたいということでございます。

それと納税の関係でございますが、潟上市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および減免取扱要領の中の第6条に調査するという項目がございますので、その点を粛々と調査しながら対応していきたいと思っておりますので、宜しくお願ひ致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 11番の藤原議員の再々質問にお答え申し上げます。

地域で見守っていけるよう地域のアンバランスが生じないような取り組みをとということでございました。地域のアンバランスがないように高齢者の災害時の要援護者名簿というものを作成致しております。それをもちまして、自治会、民生委員、それとふれあいネットワークの協力員等がございます。それと市の生活環境課と、それから消防団等で、社協等でそれぞれ連携を図りながらその名簿で対応致しておりますので、地域のバランスが欠くことのないようにきめの細かな見守りをしていきたいと考えております。

次に、配食弁当の件ですけれども、20年度は実利用者が111名ございました。延べ配

食数が約6,700食となっております。この配食弁当はJAと、それと社会福祉法人ふた  
あら福祉会、この2か所に市の方で委託してございます。この趣旨というものは、高齢  
者の安否確認ということが大きな要素にもなっております。そういうことで配食をされ  
た場合に何らかの変化がありましたら、すぐ市の方に連絡をいただくようにということ  
でそれぞれ業者との間では話し合いをきちっと進めておりますので、異変を察知したら  
市の方でもすぐ対応できるような取り組みを致しております。宜しくご理解をお願い致  
したいと思っております。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 昼食等のため、暫時休憩致します。再開は午後1時と致します。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

16番菅原久和議員の発言を許します。16番。

○16番（菅原久和） 16番菅原久和です。9月定例会において一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。次の3項目について質問致したいと思っております。

1項目めと致しまして、潟上市廃棄物処理施設の建設計画について。2番めとしまして、天洋跡地の東西連絡道路整備について。3番めと致しまして、新型インフルエンザ予防接種についての3項目でございます。ご答弁ひとつ宜しくお願いしたいと思います。

1項目めとして、潟上市廃棄物処理施設の建設計画についてでございます。

潟上市クリーンセンターの建設経過年数は26年になります。この間、平成15年、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排ガス高度処理施設（工事費6億円）を整備してきましたが、地球温暖化防止への取り組みで二酸化炭素の削減が問われているこの中、今後、二酸化炭素排出規制の対象となっていくのかお伺いを致します。

2つめとして、焼却施設の機械設備の耐用年数は一般的に15年とされており、もう既に耐用年数を11年も過ぎております。焼却施設の老朽化対策として、平成15年、煙突および吸塵ホッパーの修理等の補修費として8,600万円。平成16年、クレーン更新工事（4,300万円）等の補修費として6,100万円。平成17年、灰出し設備および建築設備修理（1,200万円）等の補修費として3,600万円。平成18年、排ガス冷却塔および空気余熱器

の更新工事（1億6,590万円）等の補修費として2億円。平成19年、焼却炉耐火物の修理等の補修費として3,600万円。平成20年、焼却炉耐火物の修理の補修費として2,700万円。平成21年、排ガス高度処理設備バグフィルターの濾布取り替え（1,800万円）、焼却炉耐火物の修理等の補修費として3,500万円と、毎年定期的に補修が行われてきたが、今後どのくらいの補修費が必要なのか、また、使用可能年数は何年かお伺いを致します。

3つめとして、潟上市総合発展計画の中で環境への負荷の少ない循環型社会の構築として、廃棄物の適切な収集・運搬・処理が行われるよう収集体制の充実に努めるとともに、新たな廃棄物処理施設やリサイクルプラザ等の施設設備に取り組むとあります。今の潟上市クリーンセンターの規模、処理能力60トン規模で1トン当たり5,500万円で33億円となります。ほかに可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみなど多種多様なごみを一括して安全かつ衛生的に処理するためのリサイクルプラザ、関連する外構工事など規模にもよりますが、その費用は40億円から60億円と高額なものになると思われます。このような廃棄物処理施設の建設には、国庫補助はないと思われます。合併特例債の活用が不可欠となり、特例期間内での事業となると思われますが、どのような計画を立てているのかお伺い致します。

4つめとして、廃棄物処理施設やリサイクルプラザ等の施設整備または廃棄物処理施設のみ建設、あるいは男鹿南秋広域の処理組合への加入等が考えられますが、どのように考えているのかお伺い致します。

5つめとして、ごみ処理計画（施設の適正規模や機種）、建設費の概算、建設場所、環境調査、説明会、建設、そして稼働まで5年から6年の期間が必要かと思われます。将来にわたり市民が健康で文化的な生活を確保するためにも、もう既に建設に向け具体的な検討がなされていなければならないと思われますが、市長のお考えをお伺い致します。

2項目めとして、天洋跡地の東西連絡道路整備についてであります。

旧昭和町の天洋跡地の取得にあたっての利用目的は、東西連絡道路整備における踏切用地ならびに地域商店街の活性化対策としての駐車場用地でありました。

昨年6月定例会での行政報告で「集会所の建設と駐車場・緑地および宅地分譲等の土地利用計画が整い次第、実施してまいりたい。また、昭和地区の長年の懸案課題となっております大久保踏切の問題についても、将来的に課題解決のための道筋をつけるべく、関係機関等と協議検討を進めてまいりたい」と述べておられまました。その結果、

地元自治会と商店街が共同で使用し地域活性化につなげたいということで、上町自治会館の建設となりました。地域住民には各種イベントに利用するなど大変好評であり、今後の利用拡大で地域活性化につながる可能性が出てきたものと思われま

す。

東西連絡道路整備における踏切について質問をさせていただきます。

駅西側は医療関係施設が整備され、また、宅地開発が進んでおります。また、大久保踏切は朝の通勤時間には慢性的に渋滞となり、その主な原因は大久保駅に隣接していること、道路と鉄道が変形的に交差していること、また、車の停留車線が不十分なことによるもので、その解決のための関係機関等と協議検討を進めてまいりたいと申しましたが、関係機関との協議の進捗状況はどうなっているのか、また、今後どのようにするのかお伺い致します。

3項目めとしまして、新型インフルエンザ予防接種についてであります。

今年の市長施政方針の中で「新型インフルエンザの発生が懸念されている中、毎年、インフルエンザ流通シーズンには予防接種が進められております。小児期においては2回の予防接種が必要なことから、各家庭の経済的な負担が重くなっております。また、保育園や小学校ではインフルエンザの流行により学級閉鎖や学校閉鎖という状況になることもあります。このことから、本市では接種率の向上および地域での感染拡大の防止と経済的負担の軽減を図ることを目的に、小児期における任意の予防接種に対し、接種料金を助成する」と述べております。

今回の新型インフルエンザは病原性は今のところ低く、抗ウイルス薬タミフル、リレンザが有効なので、健康な人は過度に恐れる必要はありませんが、ぜんそくや糖尿病、肝臓病などの基礎疾患（持病）を抱える人や妊婦、乳幼児は重症化する危険性が高く、感染が広がれば脅威となるため、社会全体で感染を予防することが必要となってきます。当市では、この新型インフルエンザに対する予防ワクチンの接種についても助成するお考えがあるのか、また、助成の範囲、助成内容をお伺い致します。

以上、3項目について答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 16番菅原久和議員の一般質問の1つめの潟上市廃棄物処理施設の建設計画について、2つめの天洋跡地の東西連絡道路整備については私から答弁致しますが、3つめの新型インフルエンザ予防接種については福祉保健部長から答弁させます。

はじめに、1つめの潟上市廃棄物処理施設の建設計画についてご答弁を致します。

ご質問の内容が5項目に分かれています。いずれも関連性がありますのでまとめてお答え致します。

はじめに、地球温暖化防止に係るごみ処理施設の二酸化炭素排出量規制の件であります。ごみ処理施設に直接の規制は特にありませんが、市の地球温暖化防止実行計画に沿って、ごみの減量やリサイクルを推進し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減に向けて取り組んでいるところであります。

次に、既存施設の維持管理と新施設の建設の件であります。3月の定例会での一般質問に対して申し上げておりますが、既存施設の大幅な改造または新施設建設については、ごみ処理施設精密機能検査業務の報告書に基づき、ごみ処理施設の整備計画を検討し、基本方針を決定する考えを申し上げます。

ご質問にもありますように耐用年数が大幅に過ぎておりますことから、ごみ処理施設精密機能検査業務は今年度実施しておりますので、報告書の内容を精査し、ごみ処理基本計画をはじめ具体的な作業を進めたいと考えております。

また、廃棄物処理施設の建設に係る国の補助であります。新施設整備については循環型社会形成推進交付金として交付されることとなります。交付対象が5万人以上または面積400k㎡以上とあり、本市単独の整備としては、菅原議員のおっしゃるとおり現段階では交付対象外となります。

しかし、今般、環境省より平成22年度以降、一般廃棄物の基幹改修事業（大規模修繕事業）については交付金の交付対象としたい旨の方針が出されたところであります。県からの情報を得ながら、リサイクルプラザ等の施設も含め総合的なごみ処理計画について今年度中に基本計画を決定し、早急に施設整備計画に着手する考えであります。

また、広域処理組合への加入の件であります。現在の八郎湖周辺清掃事務組合への加入については現段階では考えておりません。

2つめの天洋跡地の東西連絡道路整備についてお答え致します。

懸案の大久保踏切の改良計画については、合併当初に策定しました市の総合発展計画における道路網整備箇所（事業量調査票）として立案されております。計画概要は延長160メートル、幅員12メートル、踏切1か所、総事業費3億円となっております。実施にあたっては財政的な検討等を加え進めていくこととなります。

天洋跡地につきましては同利用検討委員会より検討報告書が平成19年11月に提出されており、その経緯についてはご承知のとおりであります。



東西連絡道路整備にかかわる関係機関との協議の進捗状況につきましては、J Rと県地域振興局建設部双方と協議をしております。J Rとの協議では、既設位置での踏切改良は困難であり新設の立体交差方式が望ましいが、現実的には平面交差で了承、また、既設踏切の統廃合の協力要請と踏切改良費の負担および住民への説明会等は市が担う内容で、詳細は後日の設計協議としております。また、県道管理者との協議結果は該当補助事業の紹介や県道取付部分での拡幅について協力の意向がありました。

この計画を実施する上で今後予定される協議は、用地補償調査および交差点協議のほか踏切新設に伴う既存踏切の統廃合、使用形態の変更協議が控えておりますが、実施には道路以外の跡地の具体的な利用計画の樹立や財政的な裏づけ、該当補助事業の採択作業が不可欠であります。今後とも関係機関と協議を深めてまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） 3つめの新型インフルエンザ予防接種についてお答えします。

鴻上市のインフルエンザ予防接種につきましては、国や県の方針に沿って、従来の季節型インフルエンザ予防接種を徹底してまいります。接種の対象者は、定期予防接種の対象である60歳から64歳までの特定疾患を持っている方、60歳以上の高齢者はもちろんのこと、今年度からは任意予防接種対象である生後6か月児から小学校6年生までの子供に2回分の予防接種料金の一部を助成しております。季節型インフルエンザの流行拡大を防ぐとともに、季節型と新型インフルエンザが混在してさらに流行拡大するという最悪の状態を回避することにもつながると考えます。

ご質問にあります新型インフルエンザワクチン接種の助成につきましては、ご承知のように新型ワクチンが製造されてはいますが、国民全体に行きわたるだけのワクチン量ではなく、優先順位として医療従事者、妊婦、小児、基礎疾患の有するもの等として検討されておるようですが、ワクチンの単価については今のところ2回で6,000円から7,000円と決定には至っておりません。それから有料か無料かなど国の方針がまだ決定されていない状況にあります。市としましては、国や県の方針が明確化され公表された段階で細部について検討していく方向で考えております。

なお、接種の時期は早ければ12月下旬、費用については低所得者に配慮した仕組みにしたいと考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 16番、再質問ありますか。16番。

○16番（菅原久和） 廃棄物処理施設の建設計画についてご答弁をいただきました。端的に言えば、新しく大規模的な建て替えについては、人口的な面からいって国の補助対象はないということで、今現在考えていることは大規模補修という形の部分で補助金、要するに補助金対象になる制度があるというような話だったと思いますけれども、それと同時に循環型社会構築のための補修、要するに廃棄物処理施設と同時にまたリサイクル設備、これについても併設した形で進めていくというひとつの考えになっているのかなという感じで私とらえました。

それで、その後、精密機能の報告書等が今年度出てきたのですか、その辺のことと、今現在のクリーンセンターはあと本当に何年もつのかということがわかっているのかということをもまずひとつお聞きしたいと思います。

それと、新たに今、大規模改修の補助対象になる部分をどういう形で改修して、タイムスケジュール的に、この後どういう形でその施設が、事業が進められていくかということをお聞きしたいと思います。

それから2番めの天洋跡地の東西道路の整備計画というか整備についてですけれども、今いろいろ話を聞きましたけれども、なかなかわからないというか、関係機関、JRその他県とかと話し合いをしたような話は聞きましたけれども、いずれも財政面で何とするかというようなことではないのかなと。とすれば、財政面を考えるのも大事でしょうけれども、その踏切をやる方向で考えていくという考え方と、財政的に非常に厳しいからというような考え方では違うと思います。やはり今の久保駅の前の踏切は非常に混雑したり危険性が伴っておりますので、まずあの踏切の建設に取りかかるというような考え方から何とか、財源的なものをつけていくというか、そういう形で物事を考えていっていただけないものかなというところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから3番めのインフルエンザの件ですけれども、これはいろいろな形で今少子化対策の意味でも大事なことでないのかなと思いますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

以上、お願ひ致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 16番菅原議員の再質問にお答えします。

まず第1点めの潟上市廃棄物処理施設の建設計画について、大規模な改修についてはリサイクルも含むかということと、それから併設が可能なのかということをお願いしておりますが、具体的なものがほしいという考えですが、先ほど答弁でも申し上げましたが、処理施設精密機能検査業務の報告書、これまだ来てません。これは何かというと診断書です、はっきり言って。この診断書の結果に基づいて具体的な方法を考えたいという考えでございます。それから何年もつかということも、この診断書によってわかってくると思います。

それから2つめの天洋跡地ですが、結論を申し上げますと、やる方向で考えるのか財政的な面で否定的に考えるのかということですが、これははっきり言って先般お亡くなりになりました千田町長の遺志でもありますので、私は是非やりたい方向だという考えで進めたいと。ただし、今言った財政的な問題、あるいは踏切を平面交差にする、あるいは立体交差はだめだと言われておりますので、平面交差とかいろいろな問題が出てくるかと思っております。これはJRと県のみならず警察との関係協議も大変必要だと考えていますので、今後は警察とJRと、それから県と、この四者協議でもって進めていきたいと、今のところそういう答弁しかできません。

インフルエンザについては部長が答えます。

○議長（藤原幸作） インフルエンザにつきましては要望事項ですので、この1、2のご答弁に対して再々質問ありますか。16番。

○16番（菅原久和） 天洋跡地の踏切の問題について今ご答弁いただきました。各関係機関との話し合いという形になると思っておりますけれども、昨年9月の定例会のときに天洋跡地土地利用構想図というのを私たちにいただきました。確かこれ9月の定例会でなかったかなと思います。その中で道路総面積二千何ガシ平米の用地、あるいは買収用地等、図面もありますけれども、いずれここで今お願いするしかないと思っておりますけれども、この構想に基づいた形でひとつ関係機関と話し合いをしていただき、是非ともこれを実現できればありがたいなと思っておりますので、ひとつこの点宜しくお願ひしたいと思っております。

それとあと、廃棄物処理施設についてですけれども、合併してからもう5年、後半期に入ります。それで市民の生活に直結した問題だと思いますし、私先ほども申しましたように1年、2年でできる問題ではないと思っております。したがって、先ほどその報告書がまだ来ていないということで耐用年数がわからないというようなことだと思いますけれ

ども、ただ私思うには、決して長くもつものではないと思います。そういう観点からいっても、もう既にこの処理施設の建設については一つの形としてもう現れていなければとても間に合わないのではないのかなと私非常に心配しております。ここで今これ以上申し上げてもどうなるわけではないと思いますけれども、ただ、もう時間がないということで、その報告書が来たらすぐに基本計画からいろんな形で説明の年月が必要となると思いますので、是非とも早急に取りかかっていたきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

廃棄物については、いわゆる診断書が来てから早急に検討に入りたいと思います。

それから天洋跡地の踏切については、極端な論議になりますが、法律的にも隘路がいっぱいあります。財政的な面もあります。だけれども先ほど申し上げたように、千田町長の遺志というものを踏まえながら、これも前向きに進めていくということでございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、16番菅原久和議員の質問を終わります。

4番佐々木嘉一議員の発言を許します。4番。

○4番（佐々木嘉一） 4番佐々木嘉一であります。貴重な時間を賜り誠にありがとうございます。

私の一般質問は4項目にわたって市長ならびに執行部のお考えをお伺いするものでありますが、1つは地域再生事業と都市計画の見直しについては、市長の重点施策として掲げたものであります。また、平成20年度決算につきましては、決算書を一見して気になる部分について質問するものであります。豊川小学校問題は、過去議会においても一般質問という形で取り上げられた経緯もありますが改めて質問致しますので、宜しくお願い致します。

市長は、去る6月定例会において7項目にわたる所信表明を致しました。多分、今後4年間の公約を述べたものと認識を致しました。

まず質問の第1点は、地域再生事業についてであります。

このことに関しては私の認識不足もあるかもしれませんが、また、本事業の目的、趣旨が市民の理解が得られるよう皆さんにかかわって質問致しますので、宜しくお願い致します。

その事業内容は、活性化対策として食と交流を目指した農水産物の販売・加工をメインとした交流施設の建設と、八郎湖の再生というビッグプロジェクトを擁した事業のようであります。そのためには産学官の調査、研究、実践が予定され、産地直売所の整備がメインと伺っております。その場所は鞍掛沼公園内と伺っております。

そこで質問であります。地域再生、あるいは地域活性化は重要事項であり、政策としては否定するものではございませんが、投資費用が大きく採算が取れるか心配であります。そこで、完成後の経営主体はどのような形を考えているのでしょうか。直営か公設民営か第三セクターか、あるいは現在の経営主体が存続するものかどうかお知らせいただきたいと思っております。また、食と交流という経営テーマであります。一方、加工、販売という計画もされておるようであります。その中身はどのようなものなのでしょうか。また、施設完成後の活用と経営であります。経営計画ならびに運営体制、収支計画の試算はどのようにしておられるのでしょうか、お知らせいただきたいと思っております。そして、生産、加工という分野は市の農林漁業や商工業の振興策と一体的に取り組むべき課題であります。その点どのような施策を今後準備しているものかお伺いを致します。そして、先般発足致しました推進協議会はどのような役割を担うものなのでしょうか。また、事業予定地は鞍掛沼総合公園の区域内であります。公園として市民に供用しており、今回、物販、加工を目的とした施設を建設することは、都市公園法ならびに市都市公園条例との関係は検討済みと思っておりますが、大丈夫でしょうか。秋田県立大学との連携協定の現状もお知らせください。

次に、潟上の都市計画について質問致します。

私も都市計画審議員の一委員として潟上市の新しい都市計画の策定にかかわってきた者の1人です。都市計画は百年の体系と言われるように、一木一草から住民の生活のすべてに思いをめぐらし、土地利用のあり方から道路、水道、下水道、学校等々の施設計画、そして産業活動や建築基準法による規制、建物の用途が混在を規制する用途区域まで及ぶ、いわゆる総合的なまちづくり計画であります。したがって、調査、検討、調整すべき課題も多く、時間を要するものと認識をしております。

3町の合併によって都市計画の見直しが提唱され、市長の重要施策として取り組まれて5年目を迎え、見直しの基本となる市国土利用計画が先般策定されました。このことは、都市計画を進める土地の範囲が決まったこととなります。

質問であります。旧3町における土地利用計画と新市潟上市における土地利用計画

が農業振興区域、森林区域その他の都市的區域に変更、調整された地域はどこでしょうか、具体的にご教示願いたいと思います。

旧昭和町の場合、現在の都市計画は昭和46年ころの秋田市を中心とする広域都市計画として施行されて以来38年も経過し、その間、幾多の見直しを重ねて今日に至っております。現都市計画区域が発足以来、相当な時間が経過し、社会的にも事情が変わっております。ことに秋田県は人口減少の時代に入り、経済も高度成長期から安定成熟期となり、バブル期のような時代は去りました。これまでの経過と反省に立って申し上げますと、秋田市を中心とする広域都市計画については市民生活の現状から理解ができますし、市街化区域、市街化調整区域の線引きもメリット、デメリットはあるものの、市街化区域内は整備開発保全の方針が示され計画が具体化されることや整備手法も多様であります。十分ではないが整備財源確保策が示されるなど、理解できることもありました。

このような制度の中において、都市計画区域の設定は旧3町の取り組みは異なっており、ことに農業振興との関係から農林水産省からの補助事業の関係もあって市街化調整区域とならざるを得なかったことも事実であります。しかし、潟上市都市計画の見直しの基本は、秋田広域都市計画区域からの離脱、線引き都市返上という立場に立っての抜本的な見直しであります。

私は新市潟上の都市計画は現在のままでも十分に機能し、変更、見直しは可能であると思いますが、どうでしょうか。都市計画の基本は、端的に申し上げれば規制と誘導であります。ただし、計画のないところには何も実現できません。現時点の問題点としては、農業の現状から都市的な土地利用の展開を希望する区域もあり、宅地化を求める地域もあります。また、市街化区域の中の残存農地の課税の問題もあります。

一方、天王地区のように民間活力を利用し、開発許可制度の運用により市街化の進展を図ってきた区域は、今後に残されたさまざまな問題も抱えております。また、既存市街地の追分地区のように住宅が密集し、道路が狭く、除雪車や一朝有事の災害に対処できないところもあります。その他、市街地内の浸水区域の解消の必要箇所など、もりだくさんの整備課題もあります。土地利用の促進と利便性向上のための道路網の整備課題もあります。秋田都市計画マスタープランの中心に位置する潟上市であります。市民生活は一体であります。また、計画の推進、変更あるいはハード・ソフト面の事務事業の問題もあります。要するに、新しい都市計画に何を求めようとしているかであります。事務方の作業ではなく、都市づくりの基本理念をお聞かせ願いたいと思います。

次に、平成20年度潟上市各会計の決算について申し上げます。

私は、合併後の潟上市の200億円を超える決算を見まして感慨深いものがあり、市民生活を支える施策の成果を見る思いを致しております。また、厳しい財政事情の中、財政の各指標が比較的健全に推移していることについては評価したいと思います。

先般、合併効果の検証のことで質問致しましたが、行財政改革の実施と財政運営は合併効果のあらわれであろうと思うわけであります。ただ、財政指標のうち経常収支比率の状況と投資的経費のあり方によっては、今後の計画により厳しさが出てくるものと伺われます。

質問であります、一般会計ほか関連する他の会計において収入未済額、不納欠損額が多いことでもあります。市税等につきましては徴収努力もさることながら景気、雇用等、不景気の影響があるものと思いますが、更なるご努力が必要かと思えます。また、賦課徴収の組織点検も必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、下水道事業特別会計の使用料、負担金の収入未済額、不納欠損額につきましては、つまり下水道は受益と負担が明確であります。また、流域下水道の維持管理負担金は未収分も合わせて納入しているとすれば極めて公平を欠く問題でもありますので、どのようなご認識かお伺い致します。

次に、決算書の不用額について質問致します。

一般会計が約5億円、特別会計約2億円であります、多いか少ないか当たり前なのか私も判断は別として、決算書にあらわれることによって気にかかりますが、どのような認識でしょうか。

私は、このことは予算編成段階の問題ではないかと思えます。要するに予算査定時の積算にあるのではないのでしょうか。予算編成の基本原則は、あらゆる資料に基づいて正確に計上することです。例にあげて恐縮ですが、例えば、3款民生費5目国民健康保険費28節の繰出金であります、約1億4,000万円の不用額であります。この繰出金の当初は3億6,000万円、決算額は2億2,000万円となっております。一般会計からの国保に対する負担のルールに基づいて予算計上したことと思えますが、年度途中で制度改正があったからでしょうか。これは補正予算で正確な数字に訂正すべきではないでしょうか。こうした例は随所にあります。要するに目的別、政策別に予算を配分することにより生じた不用額の発生は、政策の遂行、施策の成果にかかわることです。変更によって補正予算で是正することによって正確を期することになり、政策や事

務事業のめりはりをつけ、多額の不用額は発生しないのではないのでしょうか。また、負担金および補助金等は積算根拠がはっきりしていますが、やはり不用額があります。総計予算主義とも言われますが、最近の自治体予算につきましては説明責任という立場から事業別予算と政策評価制度等、わかりやすい方向も採用されております。不用額を気にしないで予算執行することでしょうか。不用額は黒字要因であるかもしれませんが、だからということでは是正も補正もしないで決算することはいかがでしょうか。資金保有に余裕があるとか、予算執行の支出負担行為に余裕があるというようなそういう問題ではありません。それぞれ理由があると思いますので説明をお願いしたいわけですが、いずれはきちんと最終補正でしっかりした姿に戻すということが必要ではないのかなと私はと思いますが、お考えをお聞かせください。

豊川小学校の件について質問します。

先般、市の広報9月号に教育長報告という形で統合についての広報上での発表がありました。私も一般質問提出後でありましたので、改めて驚き、かつ、この件の進め方について疑問を持たざるを得ませんでした。広報で発表し世論形成を図り、地元意見を封じ込めるものでしょうか。こうしたことから私に対して何人かの方々から、豊川小学校の件はどうなっているのか、半ば決まっていることにして今さら質問しようとしているのかという誠に残念な意見もありました。今日傍聴されている地域の方々についても同じ思いを持っているものではないのでしょうか。

そこで改めて質問であります。まず最初に教育委員会にお尋ね致します。

先般、議会全員協議会の際に豊川小学校は平成22年4月1日、大久保小学校に統合することを決め、地元と話し合いに入る旨の説明を聞き、かつ憤りを覚えました。また、豊川地区コミュニティ推進協議会との話し合い、豊川小学校PTAとの話し合いはあまりにも理不尽で唐突な申し入れに対し、地元には不満と不安が充満しています。統廃合を実施する他市町村の例を見ましても、学校の統廃合は計画の発表から地域住民との話し合い、協議、対応策など相当の時間をかけて実施している状況を聞くについても、今回の委員会の対応は残念でなりませんでした。民主的な自治体運営、住民対策は結論結果ではありません。結論に至る経過と手続きが大事であります。その点、今回の教育委員会の豊川小学校の統廃合の決定は拙速であり、説明責任を果たしていないと断じざるを得ません。その点どのようにお考えかお尋ね致します。

教育委員会としては、検討委員会の設置により本市の教育環境の適正化の検討をして



おりますが、その内容は文部科学省の法令、基準に基づく検討でありまして、豊川小学校の現状からすれば当然の結果であろうと思います。このことは旧昭和町においても検討済みのことでありまして、地域活性化対策と平行した対策と実践もなければ活路がないことも承知しておりました。ただ、検討委員会の答申の中に、要望という形ではありますが市教育行政に新たな提案もしています。これは、どのように受け止めたものでしょうか。これを具体化することによって、豊川小学校を特認校とする道もあるのではとも考えられました。このことを教育委員会は検討したものでしょうかお聞きしたいと思います。

また、答申では地域住民ならびに保護者等の理解を得るために十分な話し合いの場を創出し、事態解決をするよう促していますが、どのようなことをしましたか経過をお知らせいただきたいと存じます。

人口減少、児童不足は現実の問題ではありますが、地域から学校をなくすることは地域の核を失うことであり、とてもさびしいことでもあります。話し合いの機会もなく、委員会で唐突に統合を決めることは理解できません。

平成19年、教育委員会では豊川小学校改築にかかわる基本設計や地質調査の予算も計上された経緯も承知していたと思うが、どうでしょうか。長い間、改築を陳情してきた地元に対し、計画の変更プロセスを示して対処すべきであったと思いますがどうでしょうか。

また私の記憶によりますと、前教育長と前教育次長が豊川コミュニティの集会においてになり説明をしておりますが、そのときの話し合いでは、合併事項であり、次の会合には市当局の出席を約束した経緯もありました。しかし、そのことについてはいまだ実現しておりません。

次に、市長さんにお伺い致します。新市潟上市は合併後5年を迎えました。市長は3町の合併協議会の会長として合併を精力的に進め、いろいろな障害もありましたが互譲の精神をモットーに合併を完成させました。合併以来、市長はその手腕、力量を発揮され、新市トップリーダーとして縦横無尽の活躍をされております。今さら私から申し上げるものでありませんが、合併協議は合併協定書という形で秋田県知事の立ち会いのもと、3町長ほか委員全員の署名、捺印をして合併条件を相互に確認し、合併が成立しております。この協定書の内容としていろいろありますが、新市将来像、新市建設計画もあります。このことが潟上市総合発展計画の基本となっていることはご承知のとおりで

あります。合併後10か年の新市建設計画の中には、豊川小学校の改築事業費が計上されておりました。つまり豊川小学校の改築問題は合併する昭和町としては合併条件であったわけであり、ところが合併協定事項が何の説明もなく変更手続きもなく、突然統合を教育委員会が決めたからということで、それでよろしいでしょうか。公的契約をほごにされた思いであり、信頼を損ねる行為ではありませんか。合併協議会は法定協議会です。したがって、協議会の決定事項は行政法上の行政処分でありますので変更手続きを経て変更しない限り決定は改めることはできないと思いますが、ご見解と説明をお願い致します。

また、合併協定として決めたことは、場合によっては変更も廃止もあるかもしれません。金科玉条ではないと思います。その際、きちんとした手続きを経て対処することではないでしょうか。そのために地域審議会の設置、活用があるわけであり、先般の私の一般質問は、そうした意味合いを含んで申し上げたつもりであります。地域審議会は合併条件の是非に活用するものであり、そのための機関でもあります。こうしたことから市長は合併協議会会長として責任もあり、教育委員会に丸投げはできないことでもあります。この点どのようなご認識かをお尋ね致します。

また、議会においても豊川小学校改築陳情は先般3月議会をはじめ度重なる陳情は採択として処理されております。議会も唐突な今回の統廃合の件は理解に苦しむところではないでしょうか。まずは市当局において地域での多様な意見を聞き、説明責任を果たし、問題を原点に戻して進めるべきではないかと思えます。ごらんのように築後50年も経過した学校は老朽化しております。このような事態を招いたのは当局の問題解決の取り組み姿勢にあります。合併の汚点にならないよう危惧しており、誠意のある対応と的確なご答弁をもってお願い致します。

長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番佐々木嘉一議員の一般質問の答弁については、1つめの地域再生事業については総務部長、2つめの潟上市の都市計画については私から、3つめの平成20年度潟上市各会計の決算については副市長、4つめの豊川小学校については教育長が答弁しますが、私への質問については私から答弁をさせていただきます。

それでは、2つめの潟上市の都市計画について答弁します。

都市計画については、潟上市都市計画マスタープランの策定に向け関係機関と勉強会

を立ち上げ協議を重ねております。

1つめの質問である潟上市国土利用計画での利用区分の変更、調整された具体的区域については、同計画は旧3町の国土利用計画を突き合わせたものをもととして、土地利用区分ごとに平成7年度より平成18年度までの土地利用の推移から、試算式による平成29年度の推計値と事業進行中の大規模開発行為による転換値の合算したものを目標値としています。したがって、市の全域にわたっての将来目標値であり、特定の地域および土地利用等による変更を示すものではありません。あわせまして、宅地の土地利用指針としての共生型土地利用と国道7号、101号沿いに沿道活用型土地利用を推進して商業・業務等の適切な誘導を図ることを掲げておりますが、これは土地の利用方法の目標であり、面積算定はされておられませんので、ご理解願いたいと思います。

2つめのであります都市計画の見直し理由については、ご承知のとおり本市は旧市町村名での秋田市、天王町、昭和町、飯田川町の1市3町で構成される秋田都市計画区域としての都市計画制度上、最も厳しい土地利用規制である線引きを定め、用途地域の設定を行い、計画的な市街地形成を図るための施策を30年以上も進めてまいりました。

秋田市のベットタウンとして宅地開発が進み、順調に人口も増加した右肩上がりの時代には線引きにより無秩序な市街地の拡大防止等、計画的な市街地形成には一定の成果があったものと評価しておりますが、近年、本市も人口減少時代に突入し、経済の成長も望めない中で、地方分権による地域間競争を生き抜き、地域の発展のための有効な土地利用を目指すことや、市域の7割弱を占める市街化調整区域の農村集落の過疎化における衰退が著しく、集落生活の維持や地域活性化のための土地利用の見直しが求められていることが線引きを含めた都市計画の見直しを必要とする大きな理由と考えております。

このことは、平成16年に旧3町の首長において秋田都市計画区域の見直しを秋田県に要請した経緯があり、合併協議会では都市計画マスタープランは新市において策定するとして、合併後直ちに都市計画の見直し作業に取りかかっております。

3つめの質問の都市づくりの基本理念については、策定準備中のマスタープランの素案上で本市が抱える問題・課題等から今後のまちづくりの方向性を次の5項目としております。

1つは「共生：恵まれた自然環境を活かしたまちづくり」を目標として、自然と人が共生する環境にやさしいまちづくりと、旧3町の地域資源を生かした快適環境のまちづ

くりを推進します。

2つめ「自立：活力ある自立性の高いまちづくり」として、新しい時代に適応できる産業を積極的に育成し、にぎわいのあるまちづくりを推進します。特に、基幹産業である農業を軸とした活性化を推進します。

3つ目「個性：地域の個性を活かしたひとに優しいまちづくり」として、新庁舎建設をはじめ公共施設の適正な配置と既存施設の有効活用を図り、地域の個性を生かしたひとにやさしいまちづくりを推進します。

4つ目「交流：まちの拠点の形成」として、市域を5つの地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた均衡ある発展を目指します。

5つ目「コミュニケーション：市民による市民のためのまちづくり」として、市民の力を結集しながら、市民による市民のためのまちづくりを実践します。そして、市民自らが責任を持って参加・発言・行動し、市民が主体のまちづくりを目指すとともに、NPO等がまちづくりの主体・支援者となって活躍できるよう、さまざまな活動を支援、育成します。

以上が私どもが考える都市づくりの基本理念であります。

豊川小学校の件で私に対する質問についてお答え致します。

質問は、合併協議事項が何の説明もなく変更手続きもなく、信頼を損ねる行為ではないかとありますが、これまでも申し上げてきたとおり、私は合併協議における確認事項は大変重いと受け止めております。

私の基本的な考え方として、豊川小学校の建設についても新市建設計画に掲げた重要事業の一つとして潟上市総合計画に引き継いでいるものであります。実施計画においては、事業の優先順位や社会経済情勢等々を勘案しながら毎年ローリングしていくものとしてきました。

このような中であって、建設の是非という前段において実施した地質調査や基本設計を進めていく段階にあって課題も浮き彫りとなってきました。特に児童数、生徒数が如実に減少することで、子供たちや保護者、地域の人たちにとっても教育効果、特に教育環境や学習指導上の環境が憂慮されてきました。同時に校舎の老朽化も看過できない状況にあることや学校建設が旧町からの悲願であることを重々理解しつつ、教育委員会として絶えず県教育委員会等と学校建築や学校の教育環境、学習環境等について協議相談を行なってきました。

これらの経過を踏まえ、私としては、単独での学校建設が市民全体の理解が得られるかということ。そして何より児童にとって真に望ましい教育環境であるか。親御さんはどのように考えているかなどの視点を大事にしながらも、慎重に対処すべきとの基本的な考えをもって対応してきました。したがって、最優先すべきは子供を取り巻く教育環境であるとした教育委員会としての機関判断を尊重し、かつ教育委員会としていかにして懸案課題に対処していくべきか、地域の多様な意見を集約していく必要があると考えています。

この点について教育委員会に丸投げとありますが、地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条で、学校の設置、管理および廃止に関しては教育委員会の職務権限としてうたわれており、丸投げということは当たりませんと思います。また一方で、合併協議会で決めたことは金科玉条ではないとも4番さんは言っています。このことは、しかるべき手続きのことを差しておるのであらうと思料致します。

合併特例法には、合併市町村基本計画の作成および変更について規定しております。社会経済情勢の変化や財政状況の変化などにより計画の内容の実現が困難になった場合のものであります。この条項においては、第6条第3項では市町村建設計画を作成又は変更しようとするときの県知事との協議を規定し、第7項では議会の議決を経ること、第9項では地域審議会の意見を聞くことが規定されております。

一言で統合といいましても、さまざまな問題、課題をはらんでおります。子供たちの教育環境が変わることは、それぞれの家庭、地域においても大きな不安要素であると思料致します。しかし、子供たちの教育環境としてどうあるべきか、時の動向等も見据えながら、いま一度、地域合意のための話し合いをしていくことが大事であると考えています。

今後においても、豊川小学校の統合問題については多様な意見等が修練され、より進展が図られた場合には、特例法に基づくこれらの手続きを進めていく所存であります。

なお、最後に、これまでの経過の中で市当局の説明を求める、市長が来て話してほしい等々の意見があることも承知しております。私としては、これらの推移を見きわめつつ、地域において説明の機会をつくっていただければ喜んで出席したいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、地域再生事業につきまして私の方からご説明させていただきます。

地域再生事業につきましてはこれまでも機会あるごとに説明致してまいりましたが、なかなか戦術的なことは議論されても戦略的なことが皆さん共有できていないようでございます。ですから、ここで改めてご説明させていただきます。

まず、鞍掛沼公園の活性化については、合併前より旧天王町において検討されてきたことはご承知のことと思います。合併後の平成18年に検討委員会を立ち上げまして、平成20年の2月には協議会より検討結果の報告と提言をいただいております。この報告を受けまして、市ではやはり総合発展計画に掲げる「創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」というものを基本方針に掲げまして、食と交流、それから地産地消から発信する地域遺伝子の再生プランを推進するという観点から地域再生事業が今後の潟上市の活性化を図る上で最適の事業と選択し、昨年申請致しました。昨年の4月、内閣総理大臣認定を受けたものであります。

この地域再生事業の特徴は、従来、一省庁一事業でございます。しかし、この地域再生事業は複数の省庁の事業を一括して申請できるものでございます。省庁間の調整、すべて内閣府が行い、認定するものでございます。

しかし、直接事業を行う場合、地域再生事業として実施するわけではなく、その地域再生事業の認定を受けた市町村が各省庁の事業を選択して申請するものでございます。地域再生事業は内閣総理大臣認定でございますから、各省庁の事業はよほどのことがない限り優先的に採択を受けることになっております。

最初の1つめの質問でございますけれども、地域再生計画の目的と趣旨ということでございますけれども、潟上市の地域遺伝子、すなわちこれまで歴史的な伝統で培われてきました市民のノウハウをやはりこの第1次産業である地元の農林水産物を主体に、これからやはり潟上市の活性化を図る上で必要ではないかということで、これを掲げて、当然、市民と、それから企業が一体となったその地域遺伝子、それから人材というものを活用しながら料理を提供していくことにより、農林水産業の生産性の向上と交流人口の増大を図り、地域産業の振興、それから雇用の創出を目指すものでございます。

当然、佐々木議員が心配されるこの経営主体でございますけれども、今後こういう事業で行政がこれを丸抱え致しますと大変なことになります。従来、第三セクターなりいろんなものが行政で創意工夫されて設立しておりますけれども、前回の活性化協議会で

やはり公設民営という形で進めていきたいということで、こういうものを計画した場合、マネージメントする会社が当然必要と思われまます。そのマネージメントする会社ですら、今後は生産組織なり出店者、それから地元の企業、それから賛同する個人を広く公募しながら募っていき、今後の会社立ち上げに備えたいと。来月早々にはその準備委員会を立ち上げたいと考えてございます。ですから、収支計画等の事業運営の詳細につきましては、施設の規模、それから出店者や想定される販売量そのものが未確定ですので、現段階では収支計画はお示しすることができませんけれども、これから生産組織なり出店者なりそういうものが決まり次第、皆さんにも公表してまいりたいと思っております。

潟上市の地域再生計画の中身については、具体的な内容でございますが、まず1つめに農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して鞍掛沼公園内に直売、加工、それから食材提供の機能を備えた一体施設の公園と、その隣接地に体験農園を整備し、交流を促進したいと。またもう一つは、経済産業省の地域資源活用販路開拓等支援事業を活用しながら、先ほど申し上げました地域遺伝子を活用した加工品を開発するとともに、販路を開拓しながら、地元企業と連携しながら潟上ブランドの創出を目指すということを計画してございます。当然、農家、それから生産組織なり、企業から開発してできた製品は、まず手始めに販売することではなく、販売は販売なんですけれども、我々は小中学校なり保育所、それらの施設、福祉施設から提供していきたいと考えております。

それから農商工連携についてでございます。当然、従来であれば生産者なり、それから地元企業が連携してやるわけなんですけれども、今回の目玉が昨年秋田県立大学と潟上市は連携協定を結んでおります。県立大は野菜の新品種の改良、発酵技術の開発、花の新品種の開発等をやっておりますので、これから県立大のノウハウを活用しながら、この産学官で連携した潟上ブランドの創出を目指すとなっております。

潟上市活性化推進協議会については、議会や市民の代表等で組織致しまして、今年の5月に設置してございますけれども、潟上市の活性化の方策と横断的な、総合的な検討協議をする場として考えてございます。

それから、その下部組織というわけではございませんけれども、生産販売体制を検討するため活性化部会、それから市民活用部会を設置してこれから潟上ブランドの創出という、それらを協議する場として2つの部会、それから新たに今度会社立ち上げの準備

会が設立されるという形で、そこまでちょっと時間がかかるんですけども、これらをもみなこなしていきたいと考えております。

それから、都市公園法と条例の関係でどうかということでございますけれども、先ほど説明致しましたとおり内閣府の申請の段階で潟上市のそういう法律的なもの、それから調整機能は内閣府がすべて確認して認定されておるわけですから、今回の設置には何ら問題はないということです。

それから最後の秋田県立大学の連携協定でございますけれども、秋田県立大学との連携協力に基づきまして、地域再生と、八郎湖再生として事業を展開しております。地域再生については県立大から教授や講師、それから生徒さん方、それから活性化協議会および活性部会のアドバイザーとしてご指導いただいているところでございます。それから有志でプロジェクトチームを立ち上げまして、教授を交えたワークショップなども活動しております。

また、八郎湖再生につきましては、八郎湖再生を考える潟上市民会議を7月に設置致しまして、市民による八郎湖再生ビジョンの策定を目指しております。さらには、市独自の環境学習プログラムの策定を目的として環境関連団体や小学校の先生方で組織する八郎湖環境学習プログラムも6月に設置してございます。同時に、うちの方の職員の政策形成能力を高めるために、やはり公募して職員が27名ですか、プロジェクトチームをつくって県立大の方へ研修に行ったり、それから県立大の生徒さん方と交流しながらいろんなテーマについて今勉強しているところでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 残時間も少なくなってきましたので、再質問なり、それから説明については重点化、簡素化についてご協力願いたいと思います。

鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 4番佐々木議員の一般質問の3点めの平成20年度潟上市各会計の決算についてお答え申し上げます。

最初に、ご質問の収入未済額、不納欠損額についてお答え致します。

市税については、現年度分収納率は97.27%、滞納繰越分収納率は21.59%、合計では90.54%でありました。これは県内13市の中では中間の7番めに位置しております。不納欠損処分は生活保護受給者や居所不明者、無財産者で生活困窮者・会社倒産等やむを得ない人および法人の滞納金額のみを行っております。今後とも市税等の徴収につきま



しては先進的な徴収方法を積極的に取り入れ、差し押さえ等をさらに強化し、収納率の向上と未納金額の縮減に努めてまいります。

また、賦課、徴収の組織点検につきましては、賦課は税務課、徴収は収納課でそれぞれ事務を行っており、双方の連携を密にするために現在組織機構の見直し等について検討を進めているところでございます。

次に、下水道事業特別会計における収入未済額や不納欠損額を例に挙げてご質問ございましたが、一般会計を含めて市税以外の未収金問題としてお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり使用料や負担金は受益と負担の関係が明確であり、サービスを受けた方がその対価を支払うのは当然のことではございますが、行政サービス利用者のモラルの低下や世帯収入の減少などの要因により未収金が発生しております。さらに、最近の雇用情勢や経済情勢の悪化により未収金や不納欠損額が増える傾向にあり、憂慮しているのが現状でございます。

未納対策と致しましては、市税の場合と同様に戸別訪問のほか、電話や書面による催促を行っており、一括納入が困難な場合は分納も行っております。また、未納を発生させないことが未収金の根本的な対策になりますので、収納方法についても検討し、より一層の収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて予算編成についてお答え致します。

予算編成においては、事業の必要性と積算根拠を明確にして予算計上しており、不必要な予算や過大な予算を計上しているわけではございませんが、予算編成後の社会情勢の変化などにより不用額が生じることが明らかになっても、予算編成時期との兼ね合いから補正対応ができない場合もあることをご承知おき願いたいと存じます。

平成20年度決算における不用額については、議員のご指摘のとおり、一般会計約5億円、特別会計約2億円、合計で約7億円の不用額となっております。平成17年度以降の決算を見ますと、不用額が最も多額だったのが平成17年度で約7億5,000万円、最も少なかったのが平成19年度で5億1,000万円となっており、平成20年度の不用額が突出して多額だったという認識は持っておりません。

国民健康保険事業特別会計への繰出金約1億4,000万円の不用額について申し上げます。

医療保険制度は、昨年度の老人保健制度の廃止と後期高齢者医療制度の創設に象徴されるように大きく変わっております。このため、予算編成においては国・県から示され

る資料を活用しております。その結果として、昨年度は約1億4,000万円の歳入不足が見込まれたため、ルール外ではありましたが財源補てんのために繰出金を補正予算計上したものでございます。年度末になりまして国庫支出金が予算額を1億円以上上回るなど財源の目処が立ったため、一般会計においては財源補てんのための繰り出しは行わず、これを不用額として処理したものであります。

また、負担金および補助金の不用額のご質問についてでございますが、利用実績に応じて支払いをする負担金や補助金に不用額が生じております。実績に応じて支払いをする予算については年度末に予算不足が発生しないように予算計上をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤原幸作） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 4番佐々木議員にお答えしたいと思います。

敬愛してやまない聖農石川理紀之助翁は、ふるさとにとどまることなく、遠くは九州、関東の地まで農業の振興に尽力されていることは周知のことと存じます。聖農石川翁はこのように地域にとどまることなく、多面的な行動を行い、当時の貧農を救うべき道を選んでおります。その意思を尊重とするならば、できるだけやはり多面的な思考の重要性を持つことが、また一つの道かと存じます。極端な言い方になり失礼かと思いますが、虫の目で見ること大事かと思いますが、地域として鳥の目で見ることまた大事ではないかと思っているところでございます。大所高所に立って説明会を今後開催し、不安を払拭してまいらねばと思っております。

次に、豊川コミュニティ推進協議会と豊川小学校PTAおよび東保育園保護者の皆様への説明会についてであります。このことは先の全員協議会において議員各位のご理解をいただき開催したものであります。ご承知のように、教育委員会では潟上市小中学校適正配置の基本的考え方をまとめ、これに基づき豊川小学校については大久保小学校との統合が望ましいと判断し、説明に伺ったものであります。このことについては、潟上市学校教育環境適正化検討委員会による潟上市学校教育環境の在り方についての答申に基づき、教育委員会が市の学校教育のあり方、小中学校の児童生徒の現状や将来的な見通し、学校の適正規模および適正配置等総合的に考慮し、判断したものであります。

答申の内容については、昨年度、豊川コミュニティ推進協議会と豊川小学校PTAおよび東保育園保護者の皆様へ説明をしておるところです。説明会では、これまでの経緯

や答申の内容を踏まえて、豊川の子供たちにとって何が一番大切なのか。あくまでも豊川の子供たちの教育環境はどうあるべきなのかということについてご理解を願っております。

また、豊川小学校PTAおよび東保育園の保護者の皆様に対しましては、ご自由なご意見を伺いたく、昨年7月にアンケート調査を実施しておりますが、大方の意見は大久保小学校との統合も視野に入れて早急に解決してもらいたいということでありました。教育委員会では地域の理解を得ないでの統合はできないと考えており、このたびの判断について、いち早く地域、保護者の皆様に説明をし、ご理解をいただくための第一歩めとして説明会を開催致しました。

なお、豊川小学校PTAおよび東保育園の保護者の皆様から要望が、また再度アンケートの調査の要望がありまして実施しております。このアンケート調査の結果を踏まえ、いろいろな視点から解決策を探りながら今後も説明会を開催し、ご理解を得るためご相談申し上げていきたいと考えております。

次に、検討委員会からの要望事項についてであります。このことは市全体の学校教育についての提案であります。既に取り組んでいる事項もありますが、このあと検討に入る事項もあるということをご理解いただきたいと思います。

通学区域を特別に設けない特認校の制度については今のところ考えておりません。特別な事情がある場合は指定校変更制度により対応しております。

なお、市当局からの説明会への出席については、まず教育委員会としての考え方を説明し、ご理解をいただくということでもありますので、今後とも宜しくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 4番、再質問ありましたら絞ってひとつ宜しくお願いします。4番。

○4番（佐々木嘉一） 時間もあまりありませんが、答えはいりませんので、ひとつ私の方から一方的にお話しして終わりたいと思います。

まず、地域再生事業でございますが、私も非常に興味を持って見てきておりますけれども、当初この事業の発足のときに大学との提携の中で谷口先生がいみじくも言っておった言葉があります。結局は農家の方々がこの件について積極的に取り組んでいかないと、あるいは農家が農産物を販売してもうける農業をやってもらわないと成り立たないということをおられたことを新聞記事で確か見ておりますので、そうすれば結

局はああいう建物を建てるということについては、やはり生産供給体制というものをきちんと別の政策でカバーしていかなければならないのではないかなど、そういう気持ちもあるわけです。潟上市の場合、秋田市の隣接都市でありまして住民生活は7割ぐらい秋田市に依存しておりますが、やはり自前でできることは農業と教育ではないのかなどいう感じもしますので、積極的にそういう面での農業の振興策をひとつ講じていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから都市計画につきましては、先ほど高邁な理念をお伺い致しました。市街化調整区域でのいわゆる活性化の減退、人口減少であります地域衰退の方向も描いておりましたけれども、いわゆる今の計画の中では私は何でもできると考えております。つまり何をやるかという、そういう政策や都市計画事業の具体化が見えないというところに私は問題があるのであって、今、新しい都市計画をやったからすぐ何でもやれるという、その問題が今の区域の中で私はできると思います。そういう面からして、やはりいろいろな規制もありましたけれども、やはり現在のただ難しい問題に取り組んでいたずらに時間をかけているような感じもしますので、いずれ沿道活用型のそれについても今の計画の中で私はできるものだと思いますので、ひとつ何をやるかということを決めて新しい見直しをするということではないでしょうか。その点についてご検討願いたいと思います。

決算については先ほど副市長が言ったとおりでございますが、やはり私は不用額についてはもう決まった段階でほとんど決まると思います、決算額が出てきた段階で最終補正の3月もありますし、それぞれ補正の機会というのはありますので、その機会にやはり補正して減額してきちんとした正しい姿に、数字に直しておくことはできるのではないかと思いますので、これは難しい問題ではありませんので、そのようにお考えになったらいかがでしょうか。

豊川小学校の問題につきましては、先ほど来、市長はじめ誠意あるご答弁をいただいておりますが、ただ話し合いはやはり最も大事ないわゆる事業であります。全然、いわゆるフェイス・トゥ・フェイス、いわゆる顔を付き合わせて話をしないで、例えば広報で発表するとかそういうことではなくて、やはり直に住民と向かい合って話をすることが大事なことであると思いますので、その点、そういうようなことを進めていきますと誤解も解けますし、お互い合意もできると思いますので、いずれは今までの取り扱いについてはやはり相手があってその話し合いをきちんとしていくという、そういう

態度でひとつ臨んでいただきたいなと思いますので、宜しくお願い致します。

以上で私の質問は終わります。答弁はいりません。

○議長（藤原幸作） これをもって、4番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。再開は2時45分と致します。

午後 2時30分 休憩

.....

午後 2時45分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 9月定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたこと、まずもって御礼を申し上げます。

長い衆議院選も終わりました、ほっとしているところでございますけれども、政権も変わって国民の皆さんは期待と不安が交差しているものと思います。また、こういう社会経済状況でありますので、国民のために一日も早い、良い政策を実現してもらいたいと思っておるところでございます。

話は少し変わりますけれども、ある首長が言っておりましたが、「現代人は心に何らかの不安を抱えている。人間の本当の幸せは何か。みんなで考える時代を迎えている。」とした上で、「行政は人々の不安を直接解消することはできないが、解決のための周辺環境を整えてあげることができる。また、住民の目線に立って裏表のない行政運営に努力していくことが最も大事なことである。」と語っております。政治に携わる一人として、この言葉を胸に刻み、自分を律して今後行動していきたいと考えております。

それでは通告順に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

質問の第1点は、薬物乱用防止対策についてであります。

日常茶飯事のように薬物乱用の報道が目につくことでもあります。昨年に続いて今年も数多くの方が薬物の使用で逮捕されております。また、1月から6月までの全体の検挙数は5,384人で、そのうち63%は20代以下が占めており、若者を中心とした拡大が懸念されております。広がり続ける薬物汚染は氷山の一角とも言われております。特にマスコミやブラウン管を通して知名度の高い方の逮捕はショックを受けるばかりではなく、社会を混乱させることとなります。夢や希望をもたらす国民として、また、社会的に大きな影響を及ぼす責任の重大さを自覚できなかったのであろうか。格言の中に「建設は

死闘、破壊は一瞬」とあります。取り返しのつかないことであり、大変に残念なことであります。

薬物乱用は、乱用者自身の精神、身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあります。社会の安全を脅かすものであり、社会全体に薬物を拒絶する規範意識が堅持されることが重要であると思います。

薬物問題は治安の根幹を揺るがす重要な問題であり、国も青少年に薬物の恐ろしさを教える薬物乱用防止キャラバンカー8台を増設し、啓発の取り組みをされているが、浸透されていない状況であります。

去る7月16日には、五城目警察署主催による薬物乱用防止キャンペーンを健全育成少年サポートチーム井川さくらの関係者など参加のもと、スーパーセンターアマノで薬物乱用防止広報車「みちびき号」を設置され実施されております。

全国的には罪の意識が薄くなり、一般家庭の主婦や中学生に蔓延している可能性もあると言われております。なかんずく、あらゆる層にも蔓延しているとも言われております。子供や若年層がさらされている薬物乱用の危険については、責任ある大人たちが決して見過ごしてはいけない問題であります。薬物乱用はなぜいけないのか、まず脳がおかされ、心も体もぼろぼろになり、一度受けた脳の障害は生涯抱えることをしっかりと教え訴えていくことが、撲滅や防止の一端となることと思います。地域から一人も薬物使用者を出さないという思いで、本市としても薬物乱用防止のキャンペーンを実施してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

世界57地域で新型インフルエンザ感染死亡者は2,200人以上と報道されております。新型インフルエンザについて市長も行政報告で触れておりますが、国内の感染拡大が止まらない状況下であり、感染者死亡が相次ぐことを危惧され、厚生労働省はこのほど新型インフルエンザ本格的な流行が始まったと宣言されました。子供は新型インフルエンザに対する免疫を持っていないので重症化しやすい傾向にあり、新型インフルエンザで入院した8割をゼロ歳から19歳の人が占めております。

これから集団生活する学校の中で一気に感染が広がる可能性があるため、厚生労働省は感染予防と十分な注意を呼びかけておるところであります。また、同様に感染すると重症化しやすい妊婦をどう守るかが大きな課題となっております。

地域によっては感染拡大に備え地域での医療供給体制に努めるとともに、医療機関に対し、タミフルやリレンザといった抗ウイルス薬の流通状況の把握を求めるなどとしている自治体もあります。

今回の新型インフルエンザは、ほとんどの人に新型への免疫がなく感染しやすいと言われ、国内の患者数は年内には2,500万人で5人に1人は新型にかかると予測されています。地域ごとの具体的な数値を集積したデータではありませんけれども、今月の下旬がピークで1日76万人が発生するという指摘が報道されておりました。各自治体も難しい局面に立ち向かうわけでありますけれども、本市としても感染拡大を防ぐ対策と、もし集団感染した場合の対応策をどのように考えているか伺う質問であります。

次に、安全教育の推進についてお尋ねします。

「21世紀の教育と人間を語る」という著書の中に、識者言わく、「教育の現場は時代と社会を映し出す鏡である。大人社会のひずみはいじめや非行になって、そのまま子供たちの姿に投影される。だから教育の現場がどのようになっているかで未来が推し量れよう」と。また、「世の中の一切に優先して教育がある。すなわち教育のための社会を築くことが重要である」と明言されております。

そこで、子供たちの未来のために教育の改革と充実を最大の課題として、できる力を重視する総合学習を目指し、東京都教育委員会は今年度から全国初の安全教育プログラムを策定致しました。子供たちの安全を取り巻く環境が年々厳しくなっていることを踏まえ、同プログラムでは幼稚園入園から高校卒業までの間に一人ひとりが身につけておくべき対処方法や資質を体系化致しております。危険を予測、回避する能力を身につけるだけでなく、災害ボランティア活動への参加などを通して積極的に社会貢献できる子供たちの育成を目指しております。

同プログラムは3領域について学校での安全教育のあり方を解説。1つとしまして、学校生活、登下校、家庭社活、各種犯罪、携帯電話、インターネットなど生活安全。2つとしまして、歩行、自転車乗車などの交通安全。3つとしまして、地震、火災、風災、風水害などの災害安全について、また、学年ごとに実施すべき安全学習指導のプログラムを実践例を引用しながら提示しております。

過日、教育長のあいさつの中で「子供を取り巻く社会環境がさまざまな角度で変わってきております。さらに少子化は保育のあり方、幼稚園のあり方、そして小中高大までの学校のあり方まで変わってくるものと思っております。今のままで大丈夫ということ

は絶対にあり得ないと私自身思っておるところです。将来、中長的にそうあっても時勢に応じた対応をしていかなければならないと存じております。しかし、学校は笑顔で楽しく安全・安心、そして安定した教育環境でなければならぬと思っております」と述べております。教育長の教育にかける意気込みが伺われるわけでございますけれども、前段に述べた安全教育のプログラムはこれからの子供たちにとって必要と思うわけでありまして、本市としての具体的な取り組みをする考えがあるのかお尋ねしたいと思っております。

次に、防災滲上テレホンサービスについてお尋ねします。

いわゆる防災行政無線は、日本海中部地震の教訓を生かし、昭和61年に無線の基地を旧天王庁舎に置き、平成15年度までに45か所の子局や車載型の無線の設備と各地域の代表者宅に戸別に受信機71台などを設置し、情報提供をし、住民生活に安心を与えてまいりました。また、3町の合併に伴い、防災無線の設備に対して地域格差の解消を図るため、行政として早速、昭和、飯田川地区に防災行政無線施設の導入をされましたことは、対等合併にふさわしい対策実施であったと思っております。この間、情報伝達体制の確保を図るとともに、住民への迅速かつ情報ニーズに積極的に対応しましたことに敬意を表するものであります。

そこで、ただ一つ、難聴地域における問題があると思っております。全域の防災行政無線を新システムの高度化に向けいくらかデジタル式にしても、昨今の住宅への二重構造サッシの使用や風などの障害により放送内容がよく聞こえない、聞き取りにくいなどの多くの住民の苦情の声を耳にします。まず情報をスピーディーに聞いてもらうことを鑑み、せっかく導入されているテレホンサービスを大いに利用していただくことが大事であります。そこで4点についてお伺い致します。

1としまして、多くの市民はテレホンサービスがあることがわかっていないことあります。今後どのように周知徹底を図っていくのか。2番めとしまして、放送したものはすべて順次録音されているのか。3番めと致しまして、録音されているかどうか確認点検をどのように行っているのか。4番めと致しまして、災害時を想定した場合、殺到した場合の電話回線の対応はどのようになっているのかお伺いして、壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） 7番の佐藤恵佐雄議員の質問にお答え致します。



はじめに、1つめの薬物乱用防止対策についてお答えします。

薬物乱用については、最近、新聞・テレビ等で芸能界において薬物の大麻を吸引し逮捕されるなど、社会的にも大きな問題となっております。また、薬物乱用による犯罪も増加しております。

薬物乱用とは、医薬品を本来の目的から逸脱した目的のもとに使用したり、医療目的にない薬物を不正に使用することです。薬物乱用を始めるきっかけは、快楽への追求、好奇心、甘い言葉にだまされて、やけになって、グループ意識からなどさまざまな動機があります。また、薬物の特徴は、精神に影響を与える作用を持っていることです。中枢神経を興奮させたり、運用によって依存症が生じ、薬物なしではいられないといった状態が起こり、また幻覚、妄想などの精神症状をきたします。そのことによって殺人・放火・傷害などさまざまな犯罪に結びつきます。

日本では「ダメ。ゼッタイ。」を薬物乱用防止の合い言葉として運動を行っています。

質問の薬物乱用防止キャンペーンの実施については、潟上市では薬物乱用防止キャンペーンの一環として、公民館主催による10月24、25日に行われます潟上市文化祭の飯田川会場において、薬物乱用防止広報車「みちびき号」をお借りしてキャンペーンを行う予定であります。また、今後広報等でも薬物乱用防止について啓発してまいります。

続きまして、2つめの新型インフルエンザ対策についてお答えします。

報道にもありますように、秋田県においてもインフルエンザは流行期に入っており、今後も感染が広がると予測されております。そのため、県では9月1日から、急速な患者の増加と基礎疾患を持つ者に対する適切な医療を提供できるよう、これまでの指定医療機関方式から登録医療機関方式に変更し、より身近な医療機関で受診できるようになりました。潟上市内では9か所の医療機関が登録されております。市民の皆様に対しては、急速な感染拡大を予防するのは一人ひとりの心構えが何よりですので、今回、広報やホームページ等で感染予防のための手洗い・うがい・咳エチケットの励行について、感染したと思われるときの対応、登録医療機関名についてなどの最新情報を提供しています。

もし集団感染した場合の対応で一番心配されるのは、学校、保育園、幼稚園であります。学校、保育園、幼稚園とは常に新しい情報を共有し、注意喚起を図り、集団感染の目安である1クラス2人以上の欠席者が出た場合は、すぐ保健所へ報告し、学級閉鎖、学年閉鎖等の段階に沿った対応をとることにしています。また、職員に対しては予防対

策に努めるとともに、濃厚接触した場合や感染した場合の対応についても勤務場所に応じたマニュアルをつくり、周囲に感染を広げないように周知しているところでありますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 7番さんの佐藤議員の一般質問の3つめの安全教育の推進についてお答え致します。

児童生徒を取り巻く環境が変化してきている中で、本市においては昨年度と比較し、大きな事件や事故に巻き込まれた事例は非常に少ない現状であります。しかし、危機管理意識は常に自覚しておく必要があると感じております。

これまで、児童生徒の発達段階に応じて危険を回避する能力や危険を予測する能力、また、自分の身は自分で守るという安全基礎体力を身につけさせる教育の推進に努めてまいりました。

各校において児童生徒を対象として取り組んでいる例を紹介致します。

各地区警察署員を講師に招いて実技と講話による交通安全教室の実施、危険箇所を確認するための地域安全マップの作成、不審者から身を守り安全意識を高めるための不審者対応防犯教室、大地震や火災を想定した避難訓練、有害サイトやネットトラブル被害防止のための研修会、複数の学年が同時に下校できるようにするための日課表の工夫、いざというときに大声を出すことができるようにするための大声コンテストなどを実施しております。これらの活動は、各学校等の教育活動の中に年間を通して体系立てて計画的にプログラムされております。今後も、さらに時勢に応じた安全教育に努めてまいります。

また、地域住民による学校安全ボランティアも各校に組織され、登下校時に見守り活動をしていただいております。今年度の学校安全ボランティア登録者数は保護者と地域住民合わせて1,600名でございます。今年5月には、本市都市公園等の施設の指定管理者によるパトロール隊がさらに組織され、安心・安全な地域づくりに貢献していただいております。この10月から来年3月までは学校安全サポート事業として、市内の全小中学校に緊急雇用対策による学校安全支援員をそれぞれ1名配置し、学校周辺のパトロールや危険箇所の把握を行う予定になっております。

今後とも、学校と地域がともに連携協力し合い、児童生徒が安心して学校に通うこと

のできる環境づくりと、児童生徒が自分の身は自分で守ることができる能力の育成のための安全教育を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） それでは、7番佐藤恵佐雄議員の一般質問の4つめでございますが、防災潟上広報テレホンサービスについてお答え致します。

ご承知のように9月は防災月間でありますので、広く市民に防災意識の啓蒙を図るために市広報の9月号に特集記事を掲載しております。その中に防災無線のテレホンサービスの利用方法について紹介してありますので、宜しくお願い致します。今後もテレホンサービスの利用方法につきましては、防災訓練や防災月間等の防災に関連する記事と一緒に掲載して周知していきたいと考えております。

また、放送した分の録音についてであります。お知らせの放送ならびに緊急放送は放送時間の早い順に録音されております。24時間後に順次録音を自動的に消去されているのも現実でございます。

録音の確認・点検についてありますが、システムの点検は年2回、7月と3月に業者に委託しております。また、録音状態の確認点検は毎月一度、月初めに録音状態を確認したいと考えておりますので、ご理解を宜しくお願い致します。

災害時の対応についてであります。災害時には緊急一斉放送となり最大音量の放送となりますので、テレホンサービスの利用が少なくなると思われそうですが、現在の3回線に対応できるかどうかは今後の利用状況を考慮して検討していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。

○7番（佐藤恵佐雄） どうもご答弁ありがとうございます。

まず薬物乱用防止対策の件でございますけれども、早速10月の文化祭におけるキャラバンカーというか「みちびき号」を導入して実施するというところでございますので、これは大変によいことではないかなと思います。

まず私個人的な考えでありますけれども、やはりこういう特に子供、小中というか子供たちに徹底して薬物乱用はだめだということを、まずは純白な心のおかげからやはり教えて訴えていくということが一番大事じゃないかなと。これがある意味では教育の現場

でこういうことを常に教えていくと。なかなか大人になってはそういうことが言うことを聞かない場合もあるでしょうから、子供の純粋なときに自分だけじゃなくて、もしもこういうことをすれば家族、親族、友人知人、すべての方々にご迷惑かけるんだということと、自分がもう人間として1回使用すれば、必ず1年使用すればもう3年もかかると、3年すれば6年かかると、更正にはね、更正というか。それでもなおかつ一生抜けないんだということを、厳しさがあるわけですね。そういうことを徹底して子供のときから教えていくということが、むしろ私は教育の中で取り入れていくということぐらいでないと、なかなかこういうことはなくなるのではないかと。もう一旦使用した方は次から次へと快感というか快楽といいますか、やめようと思ってもやめられない。それが麻薬、麻薬というか薬物だということを聞いておりますので、是非この実施する際にはそういうことを重視しながらひとつ訴えていただきたいと思います。

それから新型インフルエンザウイルスの感染でございますけれども、こういう殺伐として世の中があまりよくない時代にこういうウイルスも出てくるといことが言われるんですね。やはりそういう意味では非常にまず止めようがない、今現在世界的なことですからね。しかしながら、やはりなるたけかからないように全力を通してその対策を、いわゆるかかった場合も、なるたけほかの人にうつらないようにするというのが最大の対策であると思います。先ほど福祉保健部長がおっしゃいましたとおり、そのことを考えながら全力で感染の拡大を阻止するというで頑張っておるということでございますけれども、特に子供たちにかからないように、かからないというか感染しないような対策をしていただきたいと思います。

それから教育につきましても、教育長がおっしゃいました。潟上市にありましては、あらゆる手立てをしまして犯罪とかそういう事故とかね、あまり起こってないということですので、これは大変結構なことでもあります。本当に敬意を表したいと思います。

ただ一つ加えるならば、やはり子供たちにとにかくやはり命の大切さといいますか、要するに心、人間が心によっていかなることもできるわけでもあります。ですから、人を大切にすること、物を大切にすること、そして相手を思いやる心、相手の立場に立って考える心、そして生命を最も大事にするという、人間の1個の命は1個の地球よりも重いということ言われているわけですから、そういう心の大切さというものを先ほど言った安全教育、あるいはすべてを包含した上で心というものをとにかく養っていく教育を徹

底して下さい。私たちにはできません。教育者でもないし素人でありますから、プロの方々はそれができると思います、やる気さえあれば。変な話ですけれども、昔の先生はもう本当に徹底的に子供たちを自分の子供のように、今の子供、先生の中にもそういう方もおるでしょうけれども、子供のために教育があると、学校のために教育があるのでないということをまず先生方にも考えていただくとともに、特に教育長におかれましてはそういうことを教育改革の一環としてやっていくと、心の大切さをとにかく教えていくような教育対策を進めていただきたいと思います。

それから防災無線でございますけれども、先ほど宮田市民生活部長がおっしゃいましたけれども、今までは確かに録音されていない、かけてもされていなくて、それで何と申しますか、聞く気になっても「ただいまのは録音されていません」とかいろいろな不備がありました。そのことを宮田部長はいろいろ改善されまして、今後はいろんな面で対応していくということでございますので、本当にその点を宜しくお願ひしたいと思います。

ただ、3回線ということになれば、緊急、災害時はそこで緊急に放送するというところでございますけれども、一般の方々でも3回線ということになればやはりすぐ電話がつかない面もあると思いますので、少なくともまずこういう周知した場合には多分増えると思います。そういう意味では、もっと多くの回線を設置した方が私はよりよい情報伝達がなされるのではないかなと思いますので、その点をまず今後徹底して検討していただきたいと思います。

まず、もし答えられる点があったらば教えてください。

○議長（藤原幸作） ただいまの4点につきましては要望事項ということでとどめてよろしいですか。

小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） ただいま薬物乱用についてでございますが、子供のころから徹底した薬物の危険性を啓発していくということにつきましては、学校関係機関とも連携を図りながら今後努力していきたいと思ひます。

それから2つめのインフルエンザの対応についても同じでございますが、今後とも全力で予防対策に努力してまいりますので宜しくお願ひします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほど人、物を大切に作る心、あるいは思いやる心、これを教育としてどうなのかということのお話がありました。やはり教育基本法も心身ともに健康でなければならないというのが基本理念であります。そういう意味では、やはり家庭、それから地域、そして学校、この三位一体が連携になって動かないと、この大きな思いやる心が育たないと。そういう意味ではこの3つを重点にしながら先生の方にも指導してまいると思っておりますし、今回の教育指導指針にも新たにこれが入っております。前から入っておりますが、これも含めて強くまた要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） それでは、佐藤恵佐雄議員の再質問にお答え致します。

ご承知のように災害はいつ起きるかわからないところであります。テレホンサービスの利用は主に災害時に利用されることが多いと思いますので、利用機会がなければ一番望ましいのでありますが、現在の3回線が多いか少ないかは非常に難しいところではございます。今後の利用状況を見まして対応していきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 大変力強いご答弁をいただきありがとうございます。一つだけ教育長の新任の抱負、今後やはり今お話ししたとおり皆さん期待していると思います。潟上市において肥田野教育長のほかにいないということで議会では全員で推挙したわけではございますので、ひとつよろしくその点をお願い致したいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、9日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

---

午後 3時23分 散会